

# 吉野町子ども・子育て支援事業計画

## 素案

平成 26 年 10 月  
吉野町

# 目 次

## 第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象

## 第2章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本的な視点
- 3 基本目標
- 4 施策の体系
- 5 教育・保育提供区域の設定

## 第3章 子育てを取り巻く状況

- 1 人口、世帯等の状況
- 2 就労の状況
- 3 教育・保育等の状況
- 4 ニーズ調査結果の概要
- 5 子育て支援施策の実施状況

## 第4章 施策の展開

- 1 地域における子育ての支援
- 2 親と子の確かな成長の支援
- 3 安心して子育てできる環境の整備

## 第5章 計画の目標値等

- (1)教育・保育の量の見込みとその確保策
- (2)地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとその確保策
- (3)その他の関連指標

## 第6章 計画の推進

- 1 推進体制の充実
  - (1)庁内における各部署の連携強化
  - (2)関係機関や町民との協力
  - (3)国・県との連携
- 2 計画の点検・評価に向けて

# 第 1 章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の背景

わが国では、急速な少子高齢化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など将来的に社会・経済への影響を与える懸念のある課題が深刻になっています。また、核家族化の進行、就労環境の変化など子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中で、国においては、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体や事業主の行動計画策定を義務づけるなど次世代育成支援の推進を図ってきました。「次世代育成支援対策推進法」においては、「少子化社会対策基本法」の理念を具体化するために地方公共団体や企業に行動計画の策定を義務付けおり、町でも平成 17 年 3 月に「吉野町次世代育成支援行動計画」を策定し、平成 21 年度までの前期計画期間、26 年度までの後期計画期間を通して家庭、地域、保育施設、学校、行政等が連携し、子どもを生み育てやすいまちづくりを目指して次世代育成支援を推進してきました。

しかしながら、これらの取り組みにも関わらず、少子化は依然として進行しており、子ども・子育て支援が質・量ともに不足していること、子育ての孤立感や負担感が増加していること、待機児童問題等も引き続き大きな問題となっていることなどを背景に、新たな取り組みとしての「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。

この「子ども・子育て関連 3 法」に基づき、平成 27 年に「子ども・子育て支援新制度」が施行されます。新制度においては、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図ることとしています。

このような流れを受け、町においても、第一義的には「子どもは親、保護者が育むことが基本」としながらも、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支えあいの仕組みを構築する必要があります。

「吉野町次世代育成支援後期行動計画（後期計画）」が平成 26 年度に最終年度を迎えたことから、町内の子ども・子育て支援に関するこれまでの取組の成果を引き継ぎつつ、新たな計画として「吉野町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

## 2. 計画の位置付け

- (1) この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。
- (2) この計画は、これまで取り組みを進めてきた次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画である「吉野町次世代育成支援後期行動計画」の基本的な考え方等を継承し、子どもとその家庭に関わる施策を体系化し、保健・医療、福祉、教育、住宅、労働、まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図るものです。
- (3) この計画は、実態調査の結果や子ども・子育て会議などによる町民の皆様のご意見を反映して策定しています。
- (4) この計画は、子どもが健やかに成長する環境整備や、町民の皆様の子育てニーズに対応できる子育て支援サービスの提供について、地域と一体になって取り組むための指針となるものです。
- (5) この計画は、国や県の子ども・子育て支援行動計画に係る指針を踏まえるとともに、「吉野町第 4 次総合計画」をはじめとする関連計画と整合性を図り策定しています。

## 3. 計画の期間

この計画は、平成 27(2015)年度を初年度として、平成 31(2019)年度までの5年間を計画期間とします。

## 4. 計画の対象

この計画は、子どもと子どものいる家庭、地域、事業所、行政及び子育てに関する個人や団体等、町内の子どもと子育てを支える地域全体を対象として策定します。

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

#### 豊かな自然にあふれる笑顔 子育てをみんなで支えるまち 吉野

子どもは社会の希望、未来をつくる力であり、子どもたちが楽しく、安心して幸せに過ごすことは私たち地域全体の願いです。吉野町では平成22年3月に「吉野町次世代育成支援後期行動計画（親と子のしあわせづくりプラン）」を策定しました。次世代育成支援の新たな方向性と子育て家庭・地域を取り巻く環境の変化に対応した地域が一体となった子育てを支援し、安心して子どもを生み育て、子どもが健やかに育つことを目標に施策を進めてまいりました。

しかしながら、子どもや子育てをめぐる環境の現実は厳しく、近年の家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、不安や悩みを抱えながら子育てを行っている親（保護者）もいます。親自身も周囲の様々な支援を受けながら、子どもと一緒に成長していくものであり、地域全体で支援し、子どもも親も安心して、楽しく、幸せに子育てができる環境が求められています。また、これから親となる若い世代の、子どもを生み育てたいという希望がかない、結婚や出産、子育てに夢や希望をもてるようにしていくことも大切です。

子どもの育ちにおいて幼児期の教育及び保育は、たくさんの人との関わりを通じて徐々に人間関係を広げ、豊かな感性、好奇心、探究心や思考力が養われ人格形成の基礎を養う重要な時期です。また、小学校就学後の学童期は心身の成長の最も著しい時期であり、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期になります。こうしたことから、子ども一人一人がかけがえのない個性を持った存在として認められ、自己肯定感をもって育まれる環境を整えることが社会全体の責任です。

「（仮称）吉野町子ども・子育て支援事業計画」では、子どもも親も共に笑顔で成長していけるよう、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援す

る、支え合うまちづくりを目指します。また、子どもを安心して生み育てることができる基盤を充実させ、それぞれの自立性・自主性を尊重していきます。そして、子どもも親も人として成長でき、次の世代へつないでいけるよう、子どもたちの未来に夢や希望がもてるように支援していきます。町中に子どもたちの笑顔があふれることは、親を含めたすべての人たちに笑顔をもたらします。すべてのひとが吉野の豊かな自然と同じように、心豊かに、子育ての喜びと幸せに満ちた吉野町を目指し、基本理念を前述のとおり設定します。

## 2. 基本的な視点

基本理念を実現するため、町は次の2項目を基本的な視点として施策に取り組みます。

### **視点1 子どもも親も共に成長できる**

次代の社会を担う子どもたちの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重され、子どもたちの笑顔があふれる社会をつくる必要があります。また、「児童の権利に関する条約」に示されているように、子どもに関わるさまざまな権利が擁護されなければなりません。

子育てと仕事、仕事と家庭生活や地域活動の両立は依然として困難な状況があり、それが少子化の一つの要因にもなっています。仕事と生活の両立が円滑に実現できるよう、働く保護者の支援を充実していくことが必要です。

また、次代の担い手となる子どもが、豊かな人間性を形成し、やがて親になった時自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みとして進めていく必要があります。

### **視点2 地域全体で子育てを支える**

核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化、価値観の多様化などにより、子育て家庭の生活実態や子育て支援に関するニーズも多様になっています。利用者のニーズに対応した、柔軟で総合的な取り組みにより、すべての子育て家庭を支援することが必要です。

子育ての原点は家庭にありますが、一方で「子どもは社会の宝」であり、子育ては家庭のみならず、広く社会全体で支えていくことが必要です。地域社会、事業主、行政など社会を構成するそれぞれが協力して、次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境を整えていくことが必要です。

本町には公民館、学校などの公共施設やボランティアグループを始めとする様々な地域活動、また、豊かな自然環境や受け継がれてきた伝統文化などがあります。こうした地域の社会資源を十分に活用することによって、個性豊かな子どもを育てていくことが大切です。

地理的な特性、人口・産業構造、社会的資源の状況等によって、町の中でも多様な地域が存在しています。子ども・子育て支援のさらなる充実を図る際にも地域の特性に応じた取り組みとして推進していく必要があります。

### 3. 基本目標

前述の基本理念と基本的な視点に立って、次の3つの基本目標を設定し、体系的に施策を展開していきます。

- 基本目標 1 地域における子育ての支援
- 基本目標 2 親と子の確かな成長の支援
- 基本目標 3 安心して子育てできる環境の整備

#### 基本目標 1 地域における子育ての支援

- 共働き家庭や家事に専念している人の家庭、ひとり親家庭など、子育てに関わるすべての人に対して、必要なサービスが必要なときに受けられるよう、地域におけるさまざまな子育て支援サービスの充実を図っていきます。
- 子育て家庭と地域社会を結ぶネットワークづくりや子育て支援情報の充実に重点を置き、不安や悩みにも的確に対応できるよう、地域における子育て支援を充実していきます。
- より細やかな支援が必要な子どもとその保護者が安心して生活できるよう、ひとり親家庭に対する生活支援や障がい児に対する福祉サービスなどの取り組みを進めます。
- 児童虐待は、子どもに対する人権侵害として非常に重大な問題であることから、地域の関係機関の体制強化を図り、児童虐待の発生予防や早期発見、その後の保護・支援対策等の充実に努めます。
- すべての子育て家庭において、仕事と家庭生活のバランスの取れた多様な働き方を選択できるよう、仕事と子育ての両立を支援するための各種子育て支援サービスの充実に努めます。
- 働く人々の権利である育児休業制度等の関連制度等の情報提供により意識啓発に取り組みます。



## 基本目標 2 子どもと親の確かな成長の支援

- 子どもたちが、さまざまな学習の機会や人々との交流を通して子育ての意義や大切さ、他人への思いやりや自然への愛情を育み、次代を担う社会の一員として成長できるよう、家庭、学校、地域における、教育環境のさらなる整備を進めます。
- 妊娠・出産にはじまり、育児の各ステージにおける子どもとその親の心身の健康を維持・増進していくために、栄養のバランスと規則正しい食事習慣の教育（食育）を推進します。
- 各種育児相談の充実を図ります。
- 思春期における保健教育を推進します。
- 親子の健康を支える医療の充実（特に小児医療の充実）など、保健、医療、福祉、教育の各分野の連携により、親と子の健康の確保と増進を図ります。

## 基本目標 3 安心して子育てできる環境の整備

- 子どもを安心して産み育てることができるよう、近所の子どもたちが集まる身近な公園や遊び場の確保を図ります。
- ベビーカーでも利用しやすい道路や施設の整備など、バリアフリーのまちづくりを進めます。
- 子育てしやすい居住環境の整備など、ハード・ソフトにわたる子育てを支援する生活環境の整備を進めます。
- 交通事故や犯罪などの被害に遭うことのない安心安全な地域づくりのため、地域ぐるみであらゆる要因を速やかに取り除き、事故や犯罪を未然に防ぐ地道な取り組みを推進していきます。

## 4. 施策の体系（要調整）

計画における基本目標、主要課題、施策の方向を以下のように整理します。

基本目標	主要課題	施策の方向
1 地域における子育ての支援	(1)地域の子育て支援サービスの充実	①地域ぐるみの子育て支援 ②情報提供と相談活動の充実 ③各種経済的支援
	(2)教育・保育サービスの充実	①教育・保育サービスの量と質の確保 ②多様な保育サービスの提供 ③放課後児童対策の充実
	(3)障がい児施策の充実	①早期発見と療育・教育の充実 ②障がい児へのサービスの充実
	(4)要保護児童対策の充実	①児童虐待防止対策の充実 ②子どもに対する相談支援の充実
	(5)ひとり親家庭の自立支援	①ひとり親家庭等の自立のための支援 ②施策・取り組みについての情報提供
	(6)仕事と子育ての両立の支援	①働き方の見直しの啓発活動 ②男女共同参画の意識づくり ③多様な働き方への支援
2 親と子の確かな成長の支援	(1)子どもと親の健康の確保	①妊産婦の健康の確保 ②乳幼児の健康の確保
	(2)健康な生活習慣・食育の推進	①食に関する体験学習等の充実 ②健康的な生活習慣の確立への啓発 ③思春期保健対策の充実
	(3)小児医療の充実	①小児医療体制の充実
	(4)保育・教育環境の充実	①教育方法と教員の資質向上 ②教育相談の充実 ③地域とつながる学校づくり ④幼児期の教育・保育の一体的提供
	(5)地域の子育て力の向上	①子育て支援活動の促進 ②地域でのふれあい交流の促進 ③生活文化の伝承
	(6)児童の健全育成の取り組み	①遊び場や居場所づくりの推進 ②地域支援体制の確立 ③豊かな体験や交流機会の充実 ④非行など問題行動の防止
	(7)人材の育成	①次代の担い手づくり ②子育て支援人材の育成 ③子育て支援研修の充実
3 安心して子育てできる環境の整備	(1)子どもの人権尊重の意識づくり	①町ぐるみの啓発活動の推進
	(2)良好な住環境の整備	①快適な居住環境の整備 ②安心して外出できる環境の整備
	(3)安全対策の充実	①乳幼児の不慮の事故の防止 ②交通安全対策の推進
	(4)防犯・防災対策の充実	①防犯対策の推進 ②防災対策の推進

※今後の事業内容の検討により変更する場合があります。

## 5. 教育・保育提供区域の設定

保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に考慮して、教育・保育提供区域を設定します。

町全域を 1 区域とします。

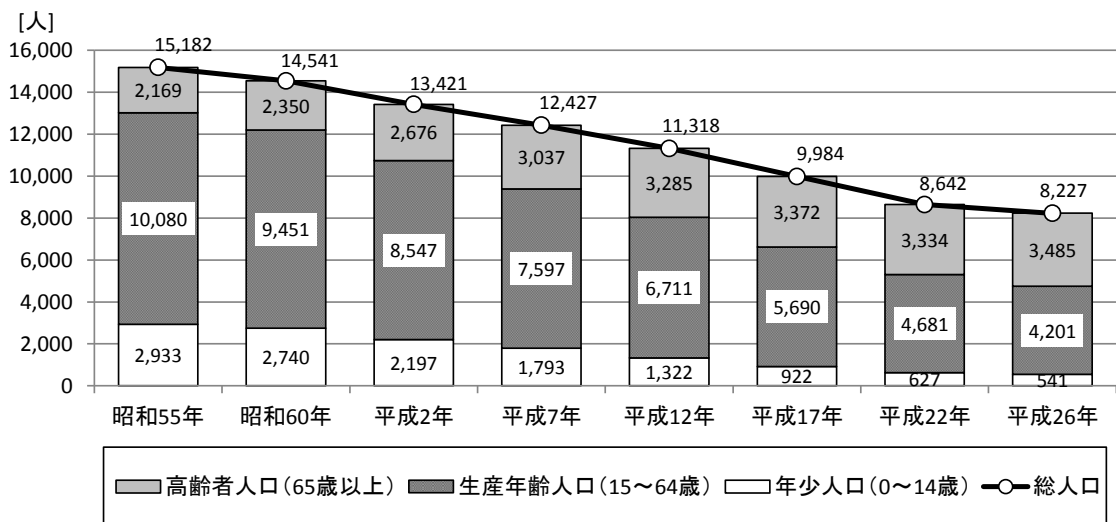
# 第3章 子育てを取り巻く状況

## 1. 人口・世帯等の状況

### (1) 人口構造

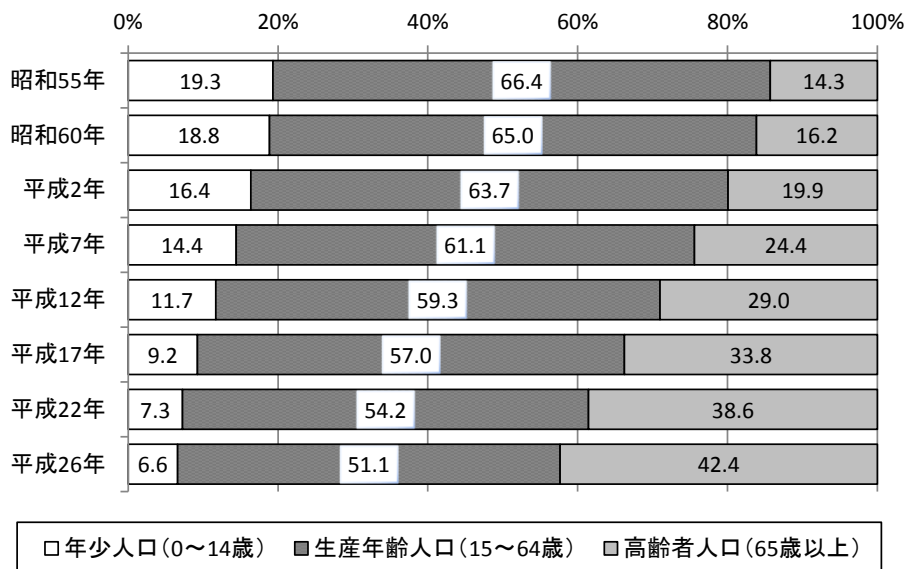
吉野町の人口は減少傾向にあり、平成22年に8,642人となっています。また、年齢3区分別人口割合の推移をみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）の減少と高齢者人口（65歳以上）の増加がみられ、少子高齢化が進展しています。

図表 人口の推移



資料：国勢調査、平成26年は住民基本台帳+外国人人口（各年10月1日）

図表 年齢3区分別人口割合の推移



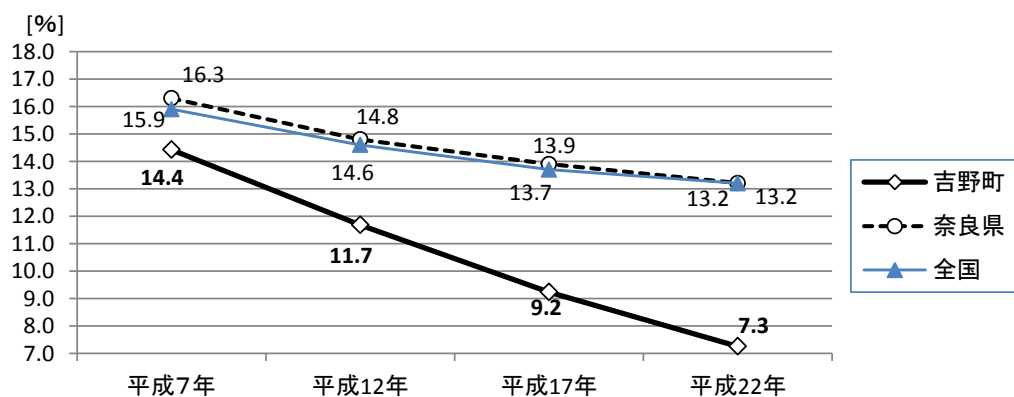
資料：国勢調査、平成26年は住民基本台帳+外国人人口（各年10月1日）

## (2) 子ども数等の状況

吉野町の年少人口割合について国勢調査結果でみると、平成7年より低下が続いています。国や県に比べて、低い値で推移しています。

住民基本台帳より年齢5歳階級別にみると、平成23年時点で、「0～4歳人口」は186人、「5～9歳人口」は179人、「10～14歳人口」は264人となっています。

図表 年少人口割合の推移



資料：国勢調査（各年10月1日）

図表 年齢5歳階級別人口

年齢	男	女	合計	年齢	男	女	合計
0～4	97	89	186	55～59	370	372	742
5～9	90	89	179	60～64	451	482	933
10～14	126	138	264	65～69	317	361	678
15～19	189	180	369	70～74	345	372	717
20～24	219	196	415	75～79	329	404	733
25～29	192	200	392	80～84	248	393	641
30～34	180	171	351	85～89	141	257	398
35～39	185	171	356	90～94	28	136	164
40～44	171	197	368	95～99	13	38	51
45～49	208	236	444	100～	0	6	6
50～54	268	306	574	合計	4,167	4,794	8,961

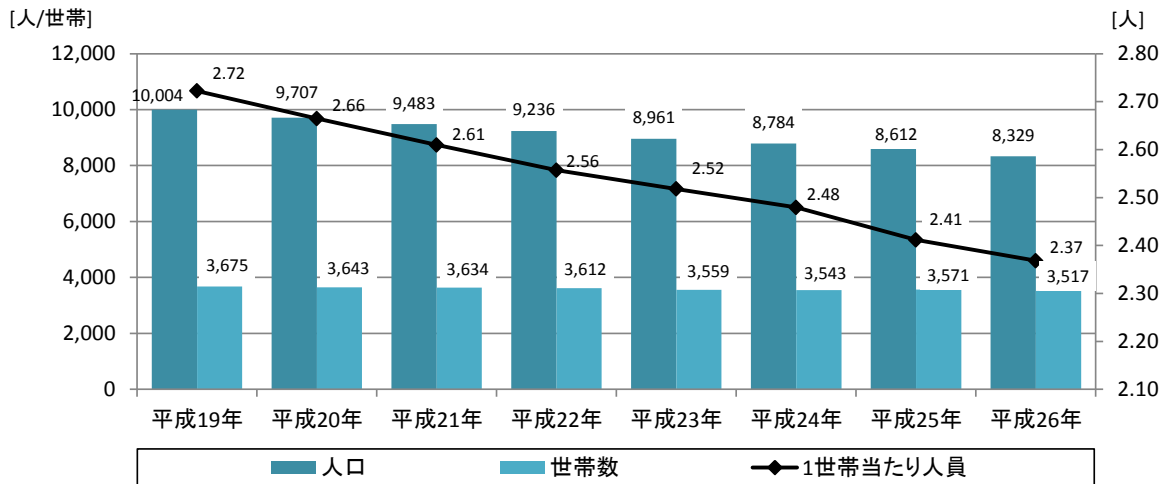
資料：住民基本台帳（平成23年3月31日）

### (3) 世帯の状況

吉野町の世帯状況を住民基本台帳の推移でみると、人口、世帯数、1世帯当たり人員それぞれが減少傾向にあります。

また、6歳未満の子どもがいる世帯、18歳未満の子どもがいる世帯の推移をみると、世帯数・構成比ともに減少傾向にあり、平成22年の構成比においては国、県よりも下回っています。

図表 世帯状況の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

図表 子どものいる世帯の推移

	平成12年 (2000年)		平成17年 (2005年)		平成22年 (2010年)		平成12年 →平成17年 の伸び率 [%]	平成17年 →平成22年 の伸び率 [%]
	実数 [世帯]	構成比 [%]	実数 [世帯]	構成比 [%]	実数 [世帯]	構成比 [%]		
一般世帯総数	3,624	100	3,358	100	3,165	100	-7.3	-5.7
6歳未満の子どもがいる世帯	293	8.1	191	5.7	147	4.6	-34.8	-23.0
核家族世帯	128	3.5	86	2.6	62	2.0	-32.8	-27.9
その他の親族世帯	165	4.6	105	3.1	84	2.7	-36.4	-20.0
非親族・単独世帯	0	0.0	0	0.0	1	0.0	0.0	0.0
18歳未満の子どもがいる世帯	950	26.2	672	20.0	500	15.8	-29.3	-25.6
核家族世帯	334	9.2	271	8.1	228	7.2	-18.9	-15.9
その他の親族世帯	616	17.0	401	11.9	269	8.5	-34.9	-32.9
非親族・単独世帯	0	0.0	0	0.0	3	0.1	0.0	0.0

資料：国勢調査（各年10月1日）

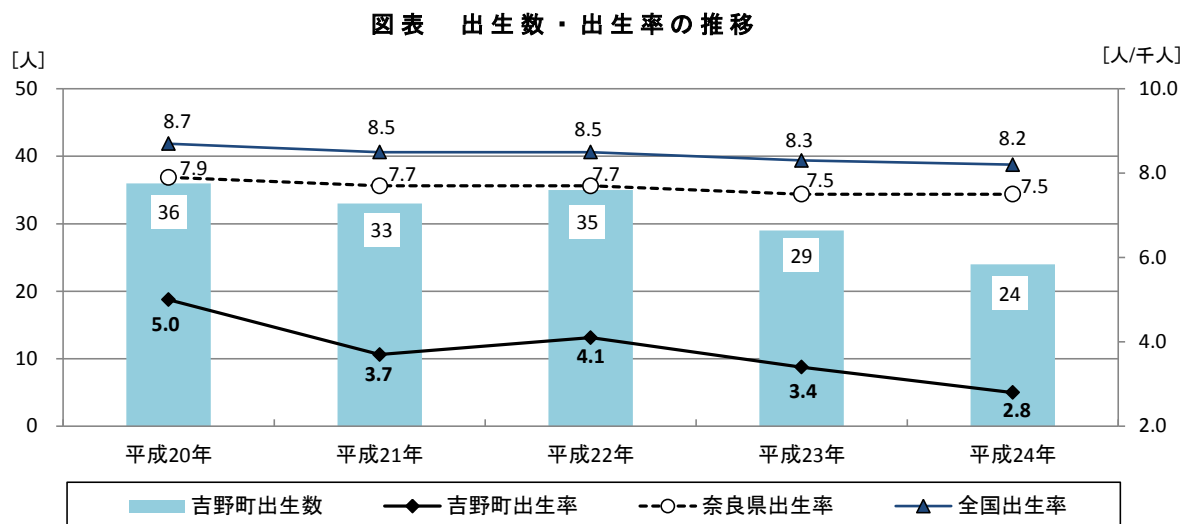
図表 子どものいる世帯（平成22年）

	吉野町	奈良県	全国
一般世帯総数 [世帯]	3,165	522,600	51,842,307
6歳未満の子どもがいる世帯 [世帯]	147	50,747	4,877,321
(構成比 [%])	4.6	9.7	9.4
18歳未満の子どもがいる世帯 [世帯]	500	132,131	11,989,891
(構成比 [%])	15.8	25.3	23.1

資料：国勢調査（各年10月1日）

#### (4) 出生数・出生率の推移

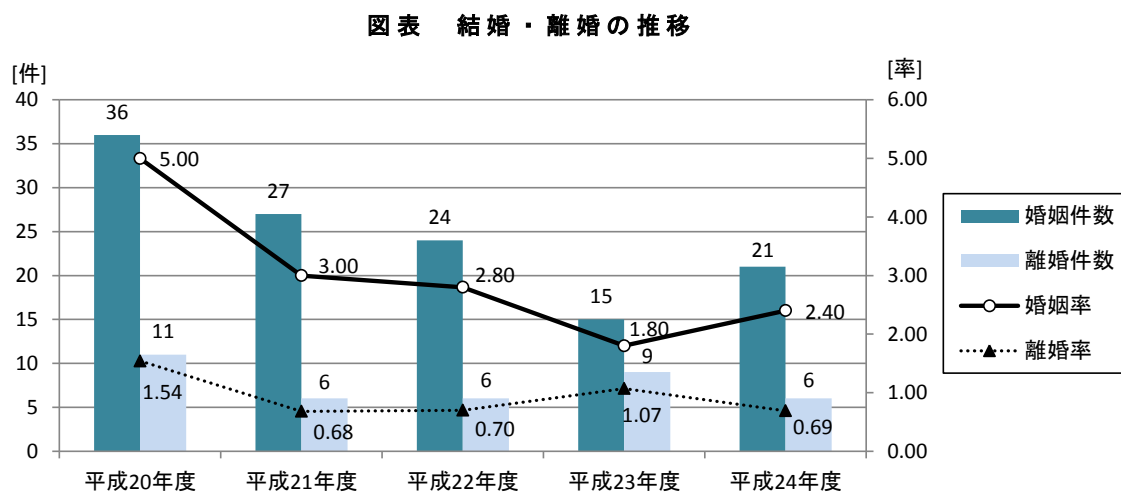
吉野町の近年の出生数をみると、平成20年には36人でしたが、減増を経て平成24年に24人となっています。これにともない、出生率（人口千人あたりの出生数）も同様に変化し、平成24年の出生率は2.8パーミルとなっており、国や県よりも低い値で推移しています。



資料：人口動態統計

#### (5) 結婚の状況

吉野町の婚姻の状況は、平成24年度、結婚が21件、離婚が6件となっています。



資料：人口動態統計

## 2. 就労の状況

### (1) 労働力状態

平成 22 年の国勢調査によると、吉野町の労働力人口は、8,015 人で、うち男性が 58.5%、女性が 41.5%となっています。平成 12 年から 17 年への変化を見ると、労働力人口は全体として減少しており、その伸び率は男性が -15.09%であるのに対し女性は-11.86%と、女性のほうが高くなっています。また、平成 17 年から平成 22 年にかけては、労働力人口は全体として減少しており、男性の伸び率-17.12%に対して、女性の伸び率-13.24%と、女性のほうが高くなっています。

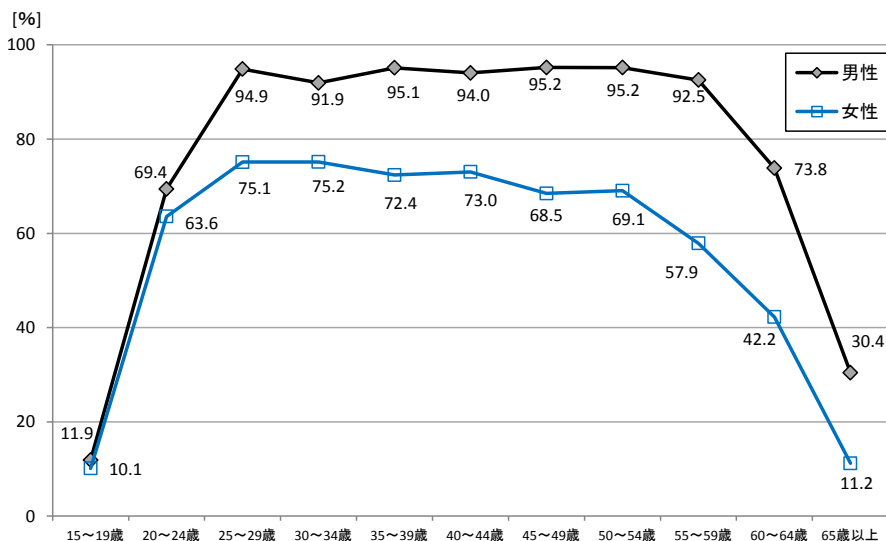
図表 労働力人口

		平成 12 年 (2000 年)		平成 17 年 (2005 年)		平成 22 年 (2010 年)		平成 12 年 →17 年 の伸び率 [%]	平成 17 年 →22 年 の伸び率 [%]
		実数 [人]	構成比 [%]	実数 [人]	構成比 [%]	実数 [人]	構成比 [%]		
15 歳以上人口	総数	9,989	100	9,062	100	8,015	100	-9.28	-11.55
	男性	4,642	46.5	4,203	46.4	3,687	46.0	-9.46	-12.28
	女性	5,347	53.5	4,859	53.6	4,328	54.0	-9.13	-10.93
労働力人口	総数	5,402	100	4,656	100	3,932	100	-13.81	-15.55
	男性	3,268	60.5	2,775	59.6	2,300	58.5	-15.09	-17.12
	女性	2,134	39.5	1,881	40.4	1,632	41.5	-11.86	-13.24

資料：国勢調査

吉野町の年齢階級別・男女別の労働力率を見ると、男性では、25～59 歳にかけて労働力率が 9 割台となっています。一方、女性では、35～39 歳で労働力率が 72.4%に低下したのち増減を経て、50 歳以上でさらに低下していきまます。また、40 歳以上では 40～44 歳の 73.0%が最も高い労働力率となっていますが、30～34 歳の 75.2%と比べると低い値となっています。

図表 年齢階級別・男女別労働力率（2010 年）



資料：国勢調査 2010 年より算出



図表 年齢階級別女性労働力率の比較  
(2010年)

	吉野町	全国
合計	37.7	47.0
15 から 19 歳	10.1	14.9
20 から 24 歳	63.6	66.0
25 から 29 歳	75.1	72.4
30 から 34 歳	75.2	64.7
35 から 39 歳	72.4	64.0
40 から 44 歳	73.0	68.4
45 から 49 歳	68.5	72.2
50 から 54 歳	69.1	70.5
55 から 59 歳	57.9	61.8
60 から 64 歳	42.2	45.7
65 歳以上	11.2	14.1

資料：国勢調査

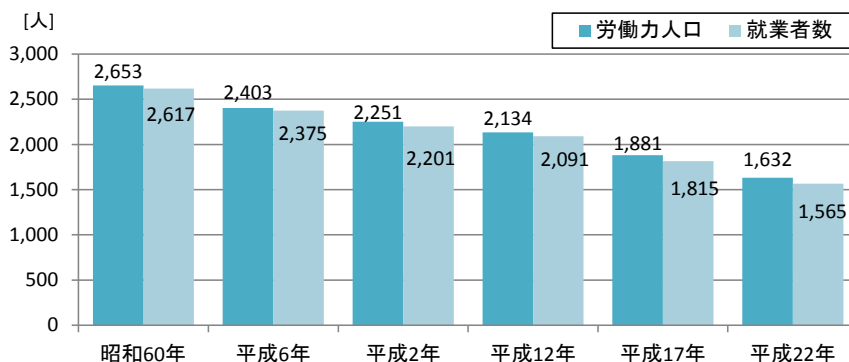
女性労働力率を、全国と比較すると、吉野町 37.7%、全国 47.0%と、全国に比べて低い値となっています。

また、年齢階級別に比較すると、30歳から 44 歳の労働力率が全国と比べて高くなっている一方、45 歳以上の労働力は全国と比べ低くなっています。

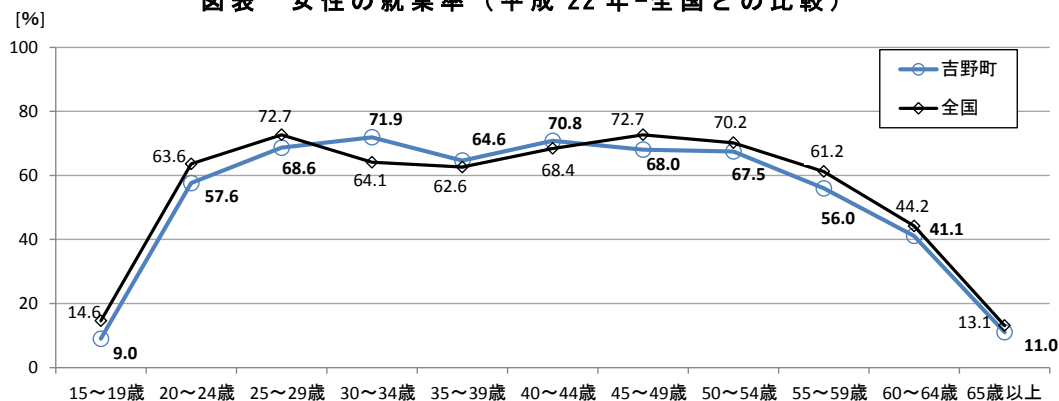
## (2) 女性の就業状況

吉野町の女性の労働力人口、就業者数はともに減少傾向で推移しています。また女性の就業率を年齢階級別にみると、子育て期に低くなるM字型カーブを描いていますが、国に比べて吉野町では「30～34歳」が高くなっています。

図表 労働力人口と就業者数



図表 女性の就業率（平成22年-全国との比較）



資料：国勢調査

### 3. 保育・教育等の状況

#### (1) 認可保育所の状況

認可保育所の状況をみると、平成 25 年度の園数は公立 1 園、私立 園となっています。定員数は公立 45 人、私立 人に対して、入所児童数は公立 56 人、私立 18 人であり、定員充足率は公立 124.4%となっています。

また、年度別の途中入所数をみると、平成 25 年度に 0 歳児で 4 人の入所となっています。

図表 認可保育所の状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
園数(園)						
公立	1	1	1	1	1	1
私立						
定員数(人)						
公立	45	45	45	45	45	45
私立						
入所児童数(人)	78	78	78	90	74	
公立	57	56	57	67	56	
私立	21	22	21	23	18	
定員充足率(%)						
公立					124.4	
私立						

図表 年度別年度途中入所者数の推移

(単位:人)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
0 歳児	0	0	1	4	4
1 歳児	7	5	6	6	3
2 歳児	2	1	2	2	2
3 歳児	1	0	0	1	1
4 歳児	2	0	1	1	0
5・6 歳児	1	0	0	0	0

注：私立保育所の園数、定員数は町外の施設。入所児童数は町外への通園者の数

資料：長寿福祉課

## (2) 幼稚園の状況

平成 26 年度の幼稚園の状況をみると、幼稚園数が 2 園、幼稚園児数が 74 人となっています。幼稚園児数は、平成 24 年度より増加傾向で推移しています。

幼稚園の預かり保育の状況をみると、吉野幼稚園とわかば幼稚園の 2 円で実施しており、実施日数、利用者数、一日平均利用者数は年度によって変動があります。また、わかば幼稚園では、平成 25 年度より就労支援型の預かり保育が開始されました。

図表 公立幼稚園数の推移

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
公立幼稚園数(園)	2	2	2	2	2	2

資料：教育総務課

図表 公立幼稚園児数の推移

(単位：人)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
3 歳児	22	15	21	21	24	24
4 歳児	18	23	16	21	23	26
5 歳児	22	21	23	15	20	24
計	62	56	60	57	67	74

資料：教育総務課

図表 公立幼稚園における預かり保育の状況

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
吉野幼稚園	実施日数(日)	71	85	64	76	102	
	利用者数(人)	837	806	644	504	795	
	一日平均利用者数(人)	11.7	9.5	10.1	6.6	7.8	
わかば幼稚園	実施日数(日)	76	68	65	75	106	
	利用者数(人)	323	222	264	411	277	
	一日平均利用者数(人)	4.3	3.3	4.1	5.5	2.6	
わかば幼稚園 (就労支援型)	実施日数(日)					226	
	利用者数(人)					1183	
	一日平均利用者数(人)					5.2	

資料：教育総務課

### (3) 小・中学校の状況

小学校の児童数は減少傾向で推移しており、平成26年は209人となっています。また、中学校の生徒数についても、減少傾向で推移しており、平成26年は146人となっています。

図表 小学校児童数の状況

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
学校数(校)	2	2	2	2	2	2
総児童数(人)	288	278	251	227	219	209

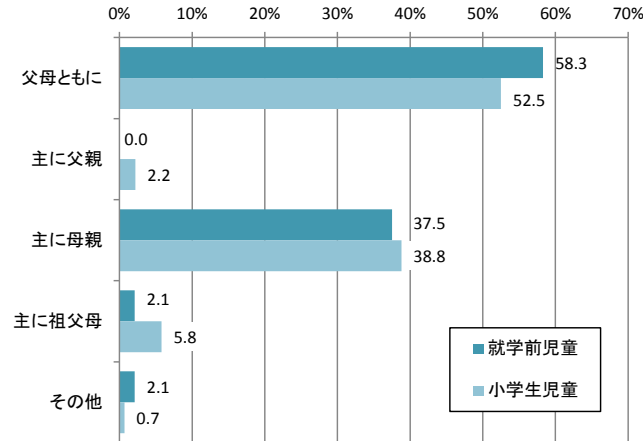
図表 中学校生徒数の状況

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
学校数(校)	1	1	1	1	1	1
総生徒数(人)	194	165	160	156	154	146

## 4. ニーズ調査結果の概要

### ①子どもの子育て(教育含む)を主に行っている人

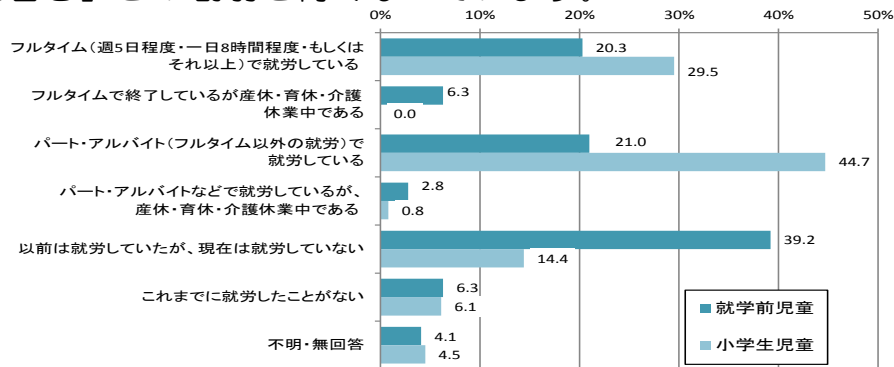
主に世話をしている人については、就学前児童・小学生児童ともに「主に母親」がそれぞれ 37.5%・38.8%であり、「父母ともに」を入れるとそれぞれ 9 割以上と高い数値となっています。



### ②保護者の就労状況(単数回答)

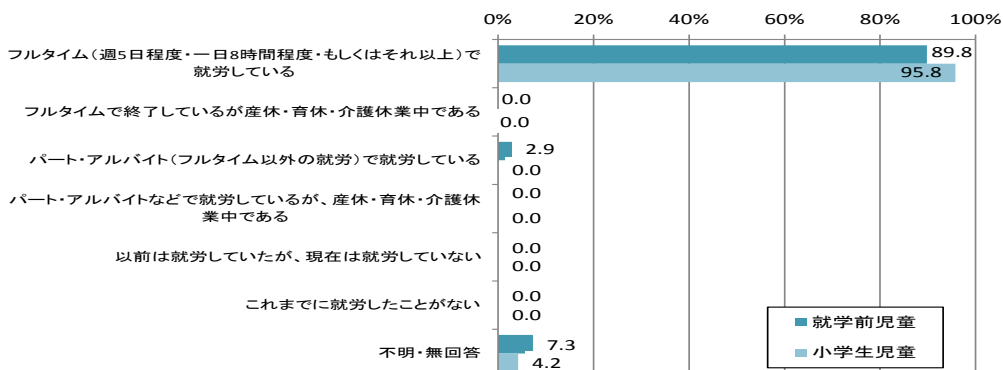
保護者の就労状況を見ると、就学前児童で「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 39.2%、小学生児童になると「就労している(パートタイム、アルバイト)を含む」と 7 割弱と高くなっています。

#### 母親



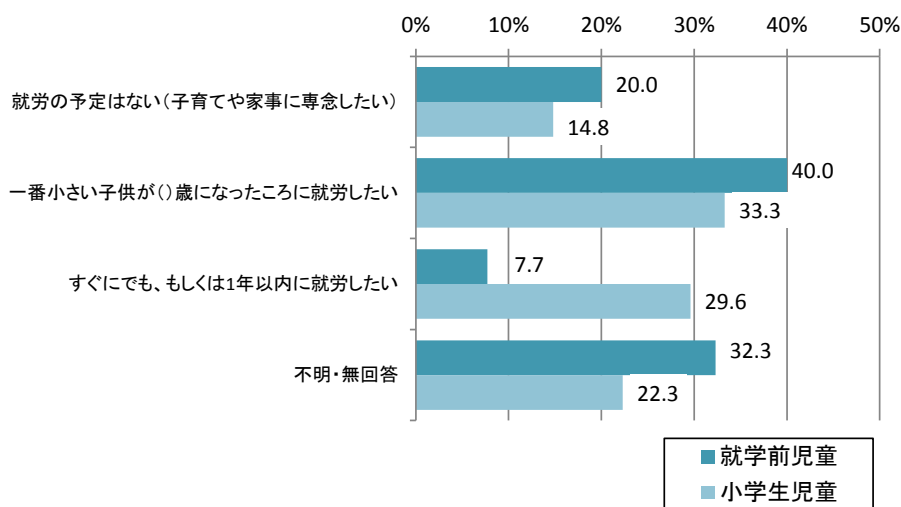
父親は就学前児童・小学生児童ともに「就労している(フルタイム：産休・育休・介護休業中は含まない)」が 9 割以上を占めます。

#### 父親



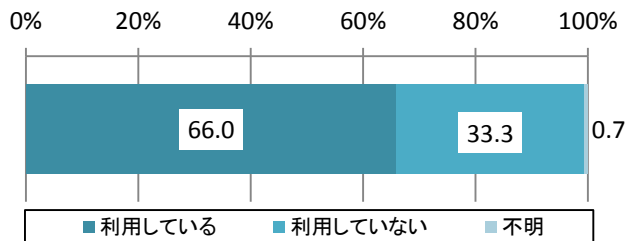
③現在はたっていない保護者の就労についての希望（単数回答）

現在就労していない、またはこれまで就労したことがない母親の今後の就労希望についてみると、就学前児童・小学生児童ともに「すぐにでも就労したい（子どもがある程度大きくなったら就労したい）」を含めると、それぞれ 47.7%、62.9%と高い数値を占めています。



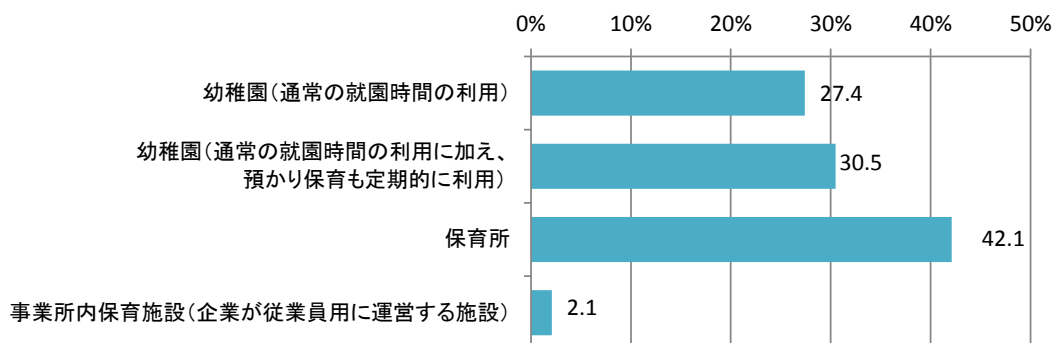
④定期的な幼稚園・保育所などの利用有無（就学前児童）

保育サービスの利用についてみると「利用している」が 66%となっています。



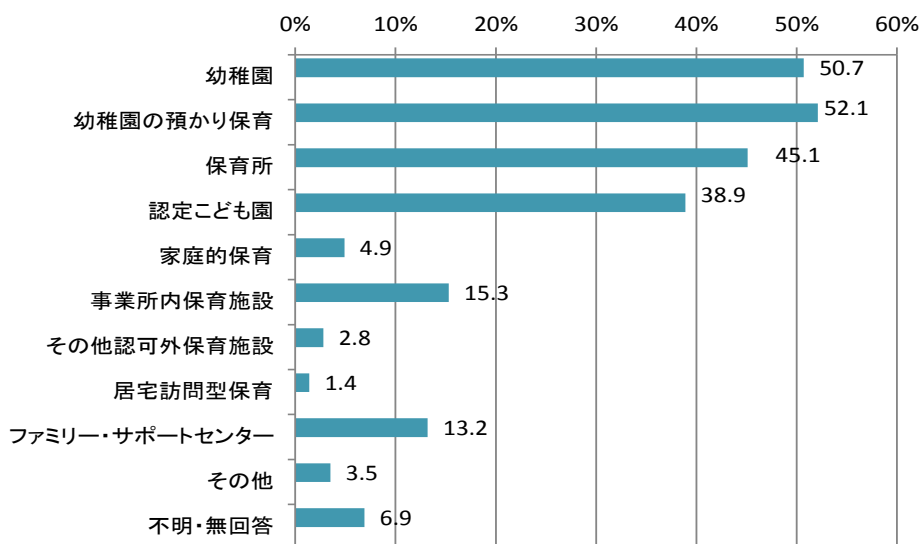
④-1 利用している事業（複数回答）（就学前児童）

保育サービス利用者の利用している保育サービスの内訳を見てみると、「保育所」42.1%、「保育園（預かり保育含む）」30.5%、「幼稚園（通常就園）」27.4%となっています。



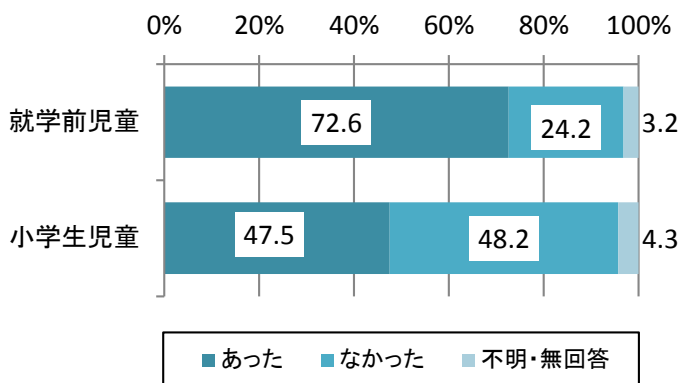
⑤定期的に利用したい平日の教育・保育事業（複数回答）

今後利用したい保育サービスの利用意向内容を見てみると、「幼稚園の預かり保育」52.1%、「幼稚園」50.7%、「保育所」45.1%に続き、「認定こども園」38.9%となっています。



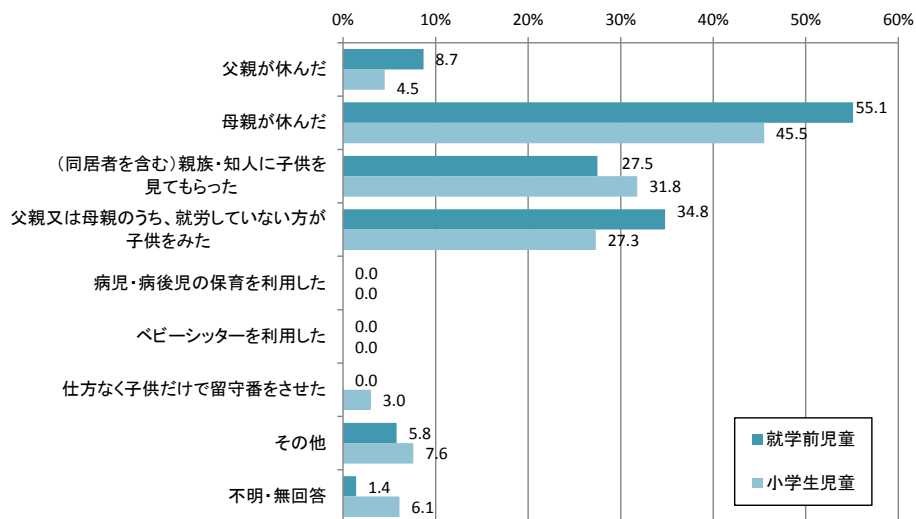
⑥この一年間に病気やケガで学校を休んだこと

この一年間で、お子様が病気やケガで通常の保育サービスが利用できなかったことの有無についてみると、「あった」が就学前児童で72.6%、小学生児童で47.5%となっています。



⑦対処方法（複数回答）

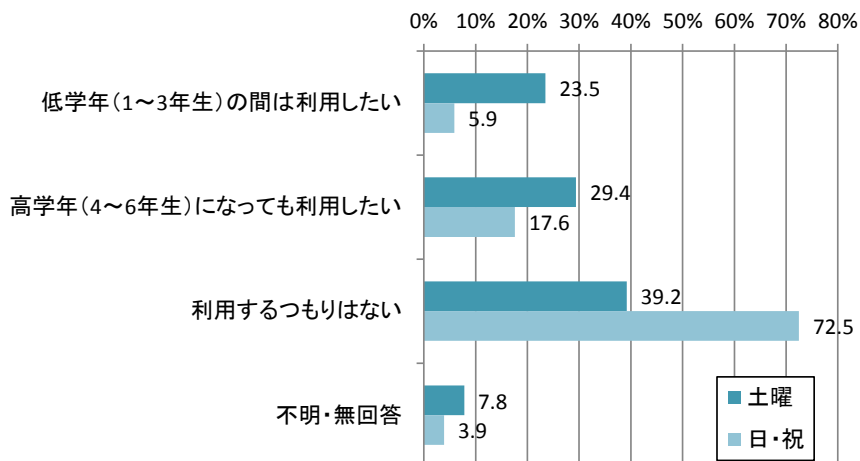
前質問の「あった」方のみにお聞きした対処方法についてみると、「母親が休んだ」が就学前児童 55.1%・小学生児童 45.5%と最も高くなっています。



■土曜・日曜・祝日の学童保育所の利用希望（小学生児童）

土曜の利用希望につきまして「利用するつもりはない 39.2%」と最も高くなっています。

日曜・祝日の利用につきましても「利用するつもりはない 72.5%」と高くなっています。





## 5. 子育て支援施策の実施状況

※以下の〈-〉は平成21年4月1日現在の未実施事業

### (1) 通常保育事業（認可保育所）

公立一か所にて実施しています。平成27年度から幼保連携型の認定こども園となり、さらなる教育、保育の充実を図ることが必要となります。

単位	実績				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
平均入所人員 (人)/月 ※受託児含む	53	49.8	62.8	53.5	45

### (2) 学童保育事業〈-〉

吉野学童保育所、吉野北学童保育所を設置しています。平日は19時まで、土曜日も受け入れています。平成22年度は1年生のみ対象でしたが、平成23年度は1～3年生対象となり、平成24年度から1～6年生対象となりました。平成25年度から一時保育を開始しています。

今後はニーズの増加に伴い、定員の検討が課題となります。また、研修等を通じて指導員の資質向上を図る必要があり、民間委託についても検討していきます。

単位	実績				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
登録児童数(人)	7	17	25	55	54
のべ利用児童数 (人)/年	881	2,085	4,898	6,644	9,006

(3) 保育所一時保育事業<一>

吉野保育所にて実施しています。平成 23 年度より条例化して以降、利用者が増えました。平成 27 年度よりよしのこども園で実施します。今後は、制度の周知を図り、気軽に利用できる体制を整えることが課題となります。

単位	実績				
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
登録児童数(人)	1	11	19	11	18
のべ利用児童数 (人)/年	1	112	92	40	100

(4) 子育て支援型預かり保育事業<一>

吉野幼稚園、わかば幼稚園で実施しています。平成 27 年度より、こども園にて継続して実施し、さらに利用しやすい体制が整います。

単位	実績				
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
のべ利用児童数 (人)/年	1,028	908	915	1,072	1,072

(5) 就労支援型預かり保育事業<一>

わかば幼稚園にて、実施していました。平成 27 年度より、わかば幼稚園が幼稚園型の認定こども園となり、保育に欠ける子どもを受け入れる体制が整います。

単位	実績				
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
のべ利用児童数 (人)/年	-	-	-	1,183	1,183

※特定保育事業、夜間保育事業、トワイライトステイ事業、休日保育事業、病児・病後児保育事業、地域子育て支援拠点事業、ショートステイ事業、ファミリーサポートセンター事業は該当がありません。

(6) 乳幼児健康診査事業

乳幼児健康診査の実施状況の推移をみると、3ヶ月児健康診査と1歳6ヶ月児健康診査では受診率9割台となっており、平成24年度の3ヶ月児健康診査では100%に達しています。3歳児健康診査では平成23年度に受診率8割台でしたが、概ね9割台で推移しています。

また、2歳6ヶ月児の歯科健康診査の受診率は5割前後で推移しており、平成25年度に55.3%となっています。

	単位	実績				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
3ヶ月児 健康診査	受診児(人)					
	受診率(%)	96.6	97.2	100.0	93.9	100
1歳6ヶ月児 健康診査	受診児(人)					
	受診率(%)	97.6	92.9	95.7	95.5	100
3歳児 健康診査	受診児(人)					
	受診率(%)	94.9	82.6	97.6	96.0	100
2歳6ヶ月児 歯科健康診査	受診児(人)					
	受診率(%)	48.8	59.7	54.8	55.3	60

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

生後2カ月までに民生児童委員さんと同行訪問で実施してきました。今後も訪問を継続して実施していきます。

単位	実績				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
訪問率(%)	95	100	91.7	93.3	95

## 第4章 施策の展開

## 1. 地域の子育て支援サービスの充実

### 現状と課題

平成 24 年 8 月に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実をめざす「子ども・子育て関連 3 法」(子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)が制定され、平成 27 年 4 月より「子ども・子育て支援新制度」が施行されることになりましたこのような流れを受け、本町においても、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支えあいの仕組みを構築する必要があります。

平成 26 年度まで、吉野町では、通常保育、幼稚園の預かり保育等を行ってきました。平成 27 年度より、認定こども園になっても継続して実施し、子育て家庭を支援していきます。それぞれの事業において利用者数も増加しており、3 歳未満の低年齢児の保育需要も高まっています。

今後も、多様化した保育ニーズを踏まえ、柔軟な対応ができるよう保育サービスの充実を図るとともに、それに合わせて、サービス提供のための施設の整備、人材の確保、保育内容の質の向上など、子どもにとって良好な保育環境に向け、より一層充実させていきます。また、安心して子育てと仕事が両立できる社会を目指すために、保育時間の延長、一時預かりの利便性の向上などを図ります。

近年、全国的に、社会環境や生活環境の多様化、また、個人の価値観の変化などによるひとり親家庭の増加がみられます。吉野町では、母子・父子家庭に対して、見守り・相談体制を整えるとともに、関係する福祉団体等とも連携を取りながら、支援の輪を広げています。また、ひとり親家庭の子どもの健やかな育ちを支援するため、各種保育サービスの提供や相談、情報提供体制の充実等に努めるとともに、相談体制の充実と母子家庭の職業能力開発の促進や経済的自立支援の充実を図っています。今後は、子どもの健全な育成を図るため、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」、「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」の規定等を踏まえたきめ細かな福祉サービスや、ひとり親家庭の自立に向けた総合的な対策が求められています。

障がいのある子どもや発達に遅れのある子どもなど、保護や援護を必要とする子どもに対しては、保健、医療、福祉、教育などが連携し、乳幼児健康診査の場や健康相談の機会を活用して早期発見から早期療育の充実を図っています。また、障がいのある児童一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するための適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を実施しています。さらに、平成 18 年度に施行された障害者自立支援法に基づき「児童デイサービス」や「移動支援事業」、「相談支援事業」などのサービス提供を実施しています。平成 19 年

度には、「五條・吉野地域自立支援協議会」が設置され、地域全体の相談支援体制のレベルアップを図っています。協議会内には、「療育・教育支援部会」が設置されたことで、今後は一人ひとりの障がいの種類や程度に応じた柔軟な支援が提供できる体制づくりを検討していく場となります。障がいのある子どもに関する療育相談や教育相談を行うとともに関連諸機関との連絡調整を行い、従来から対象となっていた障がいに加えて、LD（学習障がい）・ADHD（注意欠陥・多動性障がい）・自閉症児等などの発達障がいへも積極的に対応することが求められています。

今後も、支援の必要な子どもやその保護者に対しては、母子保健事業や保育所・幼稚園・学校などとの連携を強化し、一人ひとりの障がいの種類や程度に応じた柔軟な療育・教育を行うことができる体制の整備に努めます。

近年、人権を尊重し性別にかかわらず個性や能力を発揮し、多様な働き方が実現される環境づくりが求められており、安定した雇用の上で仕事と家庭のバランスがとれる多様な働き方が選択できる、いわゆるワーク・ライフ・バランスを推進していくことが必要となっています。また、結婚や出産、育児に際して、希望に応じた就労継続、あるいは就労中断後における再就職支援や若年者への就労支援など、子育てと仕事の両立ができる環境を整えることが求められています。

そのため、事業主に対して育児・介護休業制度や労働時間短縮制度の普及・啓発を図り、子育て支援の職場環境づくりを働きかけるとともに、労働に関する相談や起業への支援、職業能力の開発等の支援を行います。

## 今後の取り組み

### (1) 地域の子育て支援サービスの充実

#### ① 地域ぐるみの子育て支援

- 1 在宅で保育する母親等の子育て不安の軽減や、親子同士の交流を図るため、保育所あるいは幼稚園での地域子育て支援の充実に努めるとともに、行事を通じての地域の異年齢児、世代間交流を進めます。
- 2 保育所が地域の関係機関や関係者との連携を図り、地域の養育力の向上や活性化が行われるよう、在宅で子育てをしている家庭への支援について更に積極的な推進を図ります。
- 3 集会所や公民館など地域の施設を利用して、親子交流や世代間交流、育児不安や悩みの相談など、気軽に行える機会の提供に努めます。
- 4 絵本を通じた親子のふれあいの楽しさを伝えていくため、絵本の読み聞かせに関する講習会を行うとともに、親同士の交流事業の推進に努めます。
- 5 母親等が子育てに自信をもって取り組めるように、家庭教育手帳や家庭教育ノートの配布を行うとともに、家庭教育講座や懇談会、講演会等の開催を進めます。
- 6 子育て中の母親等が地域で子育ての悩みを抱えたまま孤立することのないように、育児サークルの育成支援を進めるとともに、地域での自主的な活動を促進します。
- 7 幼稚園・保育所が連携し、幼稚園児・保育所児にかかわらず共通保育の実施を進め、幼保一元化による教育及び保育を充実させていきます。

#### ② 情報提供と相談活動の充実

- 1 乳幼児健康診査等母子保健事業の機会を通して、育児の悩みや不安の解消に努めるとともに、冊子やパンフレット、ホームページ、自主放送番組等を活用して家庭教育に必要な知識や情報の提供に努めます。
- 2 親子交流や世代間交流の機会を利用して、育児不安や悩みの相談など、気軽に行える機会の提供に努めます。
- 3 主任児童委員や民生委員・児童委員等が地域の気軽な子育て相談者や情報提供者になるように、研修の充実に努めます。
- 4 母子保健事業をはじめ子育て関連のイベント等について、広報やホームページ、自主放送番組等による情報提供を進めます。
- 5 保育所や幼稚園、小・中学校等からの子どものこと、子育てのことなどの情

報発信の充実を図るとともに、関係課、機関等との連携を強化し、子育て関連情報の提供の充実に努めます。

- 6 県の子育て関連相談機関や窓口についての情報提供に努めます。

### ③ 各種経済的支援

- 1 所得に応じ、小学校6年生までの児童をもつ家庭に児童手当を支給します。（児童手当に関して、国においては、児童手当法の一部改正により、中学生までを対象とした子ども手当への制度変更を検討しています）。
- 2 小学校就学前の乳幼児の医療費の一部を助成します。
- 3 母子家庭等の経済的負担の軽減を図るため、児童扶養手当（所得制限があります）の支給、母子家庭医療費助成（所得制限があります）などを行います。
- 4 障がい児のいる家庭の経済的負担の軽減を図るため、特別児童扶養手当（所得制限があります）、障害児福祉手当（所得制限があります）、心身障害者医療費助成などの制度について周知し、利用の促進を図ります。
- 5 幼稚園に3～5歳児が通園している家庭に対して、所得の状況に応じて保護者の経済的負担の軽減を図るため、幼稚園就園奨励費補助を行います。
- 6 母子家庭の子どもの高校・大学進学などに利用できるように、「修学資金」、「就学支度資金」などの県母子・寡婦福祉資金貸付制度について周知し、利用の促進を図ります。

### （2）教育・保育サービスの充実

- 1 保護者の就労や病人の看護等で保育を必要とする家庭を支援するため、幼稚園に在籍する幼児を対象に、幼稚園における預かり保育を進めます。
- 2 保護者の就労と子育ての両立を支援するため、保育サービスを推進します。
- 3 保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校低学年児童を対象とし、地域の積極的な協力を得ながら、適切な遊び及び生活の場を与えてすこやかな育成を図る「放課後児童健全育成事業」を実施します。

### （3）障がい児施策の充実

- 1 「障がいのある子もない子も共に地域で育つことがあたりまえであること」のノーマライゼーションの理念や、障がい児の自立と社会参加を進めるため、地域のあらゆる人々が支援することが重要であることの理念について、住民に対する普及啓発を進めます。
- 2 乳幼児健康診査で障がいの早期発見に努めるとともに、育児相談、育児サークルの場において保護者との情報交換や相談に適切に対応できるように、そ



の充実を図るとともに、専門的医療が必要な乳幼児に対しては、保健所や医療機関などとの連携による療育を推進します。

- 3 庁内関係各課、県関係機関等の連携を強化し、障がいのある子どもや保護者に対して、乳幼児から学校卒業まで一貫した相談支援体制の構築に努めます。
- 4 障がい児等に対する福祉の向上を図るため、居宅介護、デイサービス、短期入所の福祉サービスの提供を行います。
- 5 日常生活上の不便さを軽減するため、障害者総合支援法に基づく自立支援給付（補装具）や日常生活用具給付事業などの日常生活の支援を行います。
- 6 障がい児のいる家庭の経済的負担の軽減を図るため、特別児童扶養手当（所得制限があります）、障害児福祉手当（所得制限があります）、心身障害者医療費助成などの制度について周知し、利用の促進を図ります。
- 7 身体障がい児が治療することで障がいの進行を防いだり、障がいの軽減が可能な場合に、必要な医療の給付を行う育成医療について周知し、利用の促進を図ります。

#### （４）要保護児童対策の充実

##### ① 児童虐待防止対策の充実

- 1 妊娠届から乳幼児健診、訪問指導等各種母子保健事業を通じて保護者や子どもの様子を見守り、保護者の育児ストレスを解消し、子育てが楽しく感じられるように、育児不安の軽減や育児に関する情報の提供などの支援を図ります。また、健康診査等未受診者に対するフォローを行い、虐待が疑われるケースや子育てに不安を抱き孤立しているケースについて、面接相談や家庭訪問等による育児支援に努めます。
- 2 子どもをもつ人数が少なくなったことから、ともすれば過干渉、過保護になりがちです。また、親の思い通りに育つことを期待し、親子が共にストレスを感じることも見受けられます。親子が共に自立することの大切さなどについても、啓発を進めます。
- 3 「吉野町要保護児童対策地域協議会」の構成機関である警察や、教育関係、福祉関係団体等からなるネットワークにより、児童虐待の予防・防止、早期発見のための連携の強化を図るとともに、虐待防止に向けた住民啓発を進めます。
- 4 「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」を実施するとともに、養育支援の必要が高い世帯には、「養育支援訪問事業」で保健師等が訪問し育児相談・指導を行います。

## ② 子どもに対する相談支援の充実

- 1 子どもが悩みや不安を気軽に相談できるように、教職員や保健担当職員の研修に努めるとともに、関係機関との連携強化を図り対応の充実に努めます。
- 2 県の相談機関の紹介等情報提供を図ります。
- 3 不登校児童や引きこもりの子ども、学習障がい等の問題について、教職員等の研修に努めるとともに、対応策について検討します。
- 4 子どもや保護者にかかわりのある職員の研修の確保に努め、子どもの保護者からの相談に対応できるように努めます。
- 5 吉野町では小・中学校において、スクールカウンセラーを配置しています。子どもと接する機会をもつことはもちろん、職員も指導を受けて不登校児に対してケアを図ります。

### いじめ問題等に関する相談窓口(奈良県)

相談機関	電話番号
あすなろダイヤル(県立教育研究会)	0744-34-5560
ヤング・いじめ・110番(奈良県警察少年サポートセンター)	0742-22-0110
ヤング・いじめ・110番(奈良県中南和少年サポートセンター)	0744-27-4544
すこやかテレフォン(社会福祉法人 奈良いのちの電話協会)	0742-35-1002
奈良いのちの電話(社会福祉法人 奈良いのちの電話協会)	0742-35-1000
奈良県中央こども家庭相談センター	0742-26-3788
奈良県高田こども家庭相談センター	0745-22-6079

## (5) ひとり親家庭の自立支援

- 1 父親のいない児童または父親が重度の障がいがある場合、18歳に達する日以降最初の3月31日まで(心身に一定の障がいがある場合は20歳まで)の児童を監護している母親、または母親に代わってその児童を養育している方に、児童扶養手当(所得制限あり)を支給していきます。ただし、公的年金受給者は該当しません。
- 2 ハローワーク下市、高田しごとiセンター、高田こども家庭相談センター、母子・スマイルセンター等の関係機関と連携し、就労に関する相談支援や情報の提供に努めます。
- 3 母子家庭等の母親が新しく仕事を始めたり、子どもの高校・大学進学などに利用できるように、貸付制度について周知し、利用の促進を図ります。
- 4 母子家庭の母親の経済的自立を支援するため、自立支援教育訓練給付事業、母子家庭高等職業訓練促進事業、常用雇用転換奨励金事業について周知し、雇用の促進を図ります。
- 5 母子家庭等の自立支援や疾病時などに支援を行うため、家庭生活支援員を派遣し、食事や身の回りの世話をを行う、奈良県母子福祉連合会が実施している母子家庭等日常生活支援事業について周知します。

## (6) 仕事と子育ての両立の支援

### ① 働き方の見直しの啓発活動

- 1 男女が共に仕事と家庭・地域生活とを両立し、いきいきとした生活を送ることが重要であることを、住民や企業等に対して啓発を行います。
- 2 育児・介護休業について、取得率の向上や男性の取得促進を役場が率先して行うとともに、事業主等に働きかけます。

### ② 男女共同参画の意識づくり

- 1 男女共同参画社会についての啓発と固定的性別役割分担意識の解消、子育てに男女でかかわることの楽しさと必要性について意識啓発を進めます。
- 2 小・中学校において、固定的性別役割分担の問題を考える機会の提供や、男女が共に家庭生活を担うことの重要性について理解・認識を深めるとともに、家庭での役割について家族が分担することの意義や重要性についての教育を推進します。
- 3 父親が育児や家事に参加する意義や重要性について、様々な機会を通じて啓発を進めます。

### ③ 多様な働き方への支援

- 1 県のハローワークやターミナル職業相談センター、パートバンク、高田しごとiセンターの紹介をはじめ、これらの機関との連携を図り、就職情報の提供に努めます。
- 2 母子家庭の母親等就労困難者や再就職、新たな就職を希望する人の職業能力の向上を図るため、関連講座の提供に努めるとともに、奨励制度の利用促進に努めます。
- 3 女性や高齢者の地域での活動等のビジネス化について、研究等に努め支援します。

## 2. 親と子の確かな成長の支援

### 現状と課題

吉野町では妊婦が安全で快適に妊娠期を送り出産が迎えられるよう、また、母親が主体的に自身の健康づくりや胎児の健康づくりに配慮できるよう、必要な情報を提供し、助言やアドバイスを行い、不安や悩みなどの相談に対応しています。母子健康手帳交付時には妊婦アンケートを実施し、保健指導が必要な妊婦についてはその場で保健指導を行っています。また、母子の健康を推進するため、「妊婦健康診査費助成事業」を実施し、平成21年度と平成22年度には助成回数を拡充しています。さらに、禁煙・分煙対策の推進など、妊婦が安心して出産に臨める環境づくりに努めています。しかし、妊婦にとっては、産科医の不足により近隣医療機関では出産ができない状況となっています。

また、乳幼児が健やかに成長・発達することを支援するため、「4ヶ・7ヶ・10ヶ・12ヶ月児健康診査」、「1歳6ヶ月児健康診査」、「10ヶ月児健康診査」、「3歳児健康診査」を実施しています。「1歳6ヶ月児健康診査」と「3歳児健康診査」においては、健康診査のカルテの見直しなどを行い、虐待の予防や発達支援の必要な乳幼児への早期対応ができるように「発達支援コーディネーター」の助言のもと実施しています。

一方、近年、全国的な医師・看護師の不足、地域による医師の偏在等により、小児科、産科などの診療科における医療体制の維持が危ぶまれています。本町の医療体制については、町立吉野病院をはじめ、診療所が4か所開設されています。また、救急医療については、本町を含め、周辺の15市町村による「南和周辺地区病院群輪番制運営協議会事業」として、県南部の5病院に委託して、救急医療体制を構築しています。さらに、健康診査等のあらゆる機会を活用して、「小児救急医療電話相談（奈良県）」の活用について紹介しています。また、平成19年には、幼稚園児の保護者を対象に、幼児の救急対応について講演会を実施しています。

今後も、母子を取り巻く環境の変化にあわせて各種母子保健事業や医療体制の充実を進め、母子の健康保持・増進に努め、各関係機関との連絡・連携を強化して引き続き取り組んでいきます。

各学校がそれぞれの地域に根ざした魅力ある教育活動を実践していくためには、地域、保護者に教育への理解を求めるとともに、地域や保護者との協働体制をさらに強化していくことが必要となります。そして、住民が子どもの育ちを自分の問題として捉え、それぞれの立場で役割を果たしていけるように、子どもを社会で育てる意識づくりを進める必要があります。

吉野町では各幼稚園・学校において、桜を育てる、米作り、紙漉きなど、地域の特色を生かした教育内容の工夫が図られています。また、中学生の職場体験学習や生徒リーダー研修、清掃活動など、地域に出かけて地域の方の指導を受け交流を進めています。さらに、学校評価を行い、教育課程や指導計画、方法についての、幅広い視点からの見直しを行っています。しかし、このように地域の人材や教材を活用することで、学校の

教育内容を多様なものにすることはできていますが、学校評価については取り組みを深める必要があります。今後は、外部の新しい発想や教育力を学校に取り入れ、また、教職員の意識改革・学校運営の改善を推進していくために、外部評価を実施し、学校が取り組んでいる内容や課題等について、評価結果を含めた様々な情報を公開していくことが求められています。

一方、地域との交流の機会を通して、子どもたちが地域の伝統的な行事や催しに参画し、世代を越えて交流し、継承していくことが大切です。また、各幼稚園・学校では高齢者の方を招き、子どもたちが活動を発表し、また、高齢者の方に昔の遊びを紹介してもらうなどの交流を行っています。また、子どもたちが高齢者の施設を訪問し、高齢者とふれあう機会を提供し、将来の社会福祉のあり方を考える契機となっています。これらを通して、高齢者の介護は、施設や公的支援にのみ委ねることなく、老い行く親を子が支援し、介護するという意識や態度を高めるための取り組みを進める必要があります。

また、吉野町では学校教育の中で食育や食文化を次世代に引き継ぐための取り組みが工夫されています。中学校の家庭科調理実習において、地域の方を講師に招き、柿の葉寿司を作るなど、地域の食文化の伝承を進めています。「吉野恵めくみ味計画」では、地産地消の取り組みとして地域の方が育てた安全な食材を学校給食に取り入れ、子どもたちが安心して食べられる給食をめざして活動を進めています。

今後も、吉野町の豊かな自然環境や地域に受け継がれる伝統文化等、様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用し、地域で子育てを支える仕組みをつくるとともに、地域の教育力や子育て力を高める活動を推進します。

また、めまぐるしく変化する社会経済状況の中であっても、様々な問題に対処し、社会の中で生きていくことができる力を育てていくことが求められています。

そのためには、地域における児童の健全育成のための環境づくりを進めるとともに、次代の親の育成を図るために、中学生、高校生等が子どもを生き育てることの意義を理解する、また、子どもたちが自己の生き方や進路について考えるとともに、望ましい職業観、勤労観及び職業に関する知識や技能を身につける、さらには、子どもたちが個性豊かに生きる力を伸長することができるような取り組みを進め、生きる力を育てるためには学校における教育環境を整備する必要があります。

吉野町では、児童・生徒の「生きる力」を育てるため、子どものライフステージを通じて学校・家庭・地域が協力し、基礎学力の向上を図るとともに、道徳教育や体育的活動の充実を図り、生命や人を大切にする豊かな心と健やかな体を育てていきます。また、障がいのある子どもや発達に課題のある子どもが、可能性を最大限に発揮し、地域の中で自らの障がいの状態に応じた自立生活が営めるよう、特別支援教育を実施しています。

一方、社会の変化に柔軟に対応できる人間の育成が求められているとともに、心豊かな人材の育成も同時に求められています。吉野町には住民の活動拠点であるとともに、子どもの遊びや体験学習などの場としての歴史資料館や公民館、図書室などがあります。また、子どもを対象とした文化・スポーツ・レクリエーション活動などの多様な体験活動が行われています。子どもの体験活動などの充実や、子どもがたくさんの本と身近に

ふれあうことのできる読書環境をつくること、また地域のスポーツ活動を活性化させることなどは、健全育成や心豊かな成長に大きな意味を持つと考えられ、引き続き推進していく必要があります。

従来の日本社会では、子育ては親のみでなく、地域や祖父母など、周囲の協力により行われていました。しかし、近年では核家族化の進行や近隣関係の希薄化などの要因により、子育てが小さな単位の中で完結している状況がみられます。子育ては保護者のみの問題ではなく、社会一人ひとりの問題であるにとらえ、地域社会全体で子どもの成長を見守ることができるよう、積極的に意識啓発を行っていくことが必要です。そのためにも、子育て支援ボランティア等、地域で自主的に活動する子育て支援にかかわる人材育成も重要です。

吉野町では幼稚園を会場とした未就園児親子登園を、県教育委員会開催の講座を受講した「子育てサポーターリーダー」の支援により実施していますが、支援者をさらに充実させることが課題となっています。

今後も、子育て支援を充実させていくために、町として「子育てサポーター」を育成する講座等を開催する等、人材を確保する方策を検討していきます。

## 今後の取り組み

### (1) 子どもと親の健康の確保

#### ① 妊産婦の健康の確保

- 1 妊娠届を提出することにより、妊娠、出産、育児に関する一貫した健康記録ができるとともに、乳幼児に関する指導書でもあり、予防接種の受診記録にもなる母子健康手帳の交付を行います。
- 2 出産をむかえた親の不安解消につながるように、妊娠・出産・育児に関する情報提供や助言等を行います。
- 3 妊婦の健康の保持・増進を図るため、医療機関での健康診査に対する助成を行います。
- 4 健康診査に基づき、必要に応じて訪問し、保健指導を行い、妊娠・出産に支障を及ぼすおそれがある疾病にかかっている疑いのある人については、医師または歯科医師の診察を受けることを勧奨します。
- 5 母子健康手帳申請者とその家族、訪問指導者等に対して、妊婦の喫煙及び受動喫煙が胎児や妊婦に及ぼす影響や喫煙による健康に対する影響について正しい知識を家族全体で共有し、防煙（子どもをタバコの害から守る）や禁煙等の行動へと発展できるように、啓発を進めます。

#### ② 乳幼児の健康の確保

- 1 子どもの病気や障がい等の早期発見・早期対応を図るため、乳幼児健康診査を行うとともに、保護者の要望を把握し、健康診査体制の充実に努めます。
- 2 発達障がいの早期発見・支援のためには3歳児健康診査時において専門の方に診察していただくことが重要になります。そのため、未受診の子どもがいる家庭には連絡を密にとるなど、全員の状況の確認に努めます。
- 3 生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対し適切なサービスを提供することにより、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。
- 4 健康診査の実施や受診方法等についての周知を徹底するとともに、未受診者に対する受診勧奨を行います。また、未受診の子どもの発育や発達に関し、訪問指導を行うなど把握に努めます。
- 5 健康診査の結果、問題が発見された子どもに対しては、県等関係機関との連携を強化し、適切な対応に努めます。
- 6 予防接種を行うことにより、感染症の予防や症状軽減を図るとともに、保護者に対する啓発や相談に応じます。



- 7 乳幼児健康診査や相談・健康教育等を通して、食事の大切さや基本的な生活習慣を身につけることの重要性について指導の充実を図るとともに、幼児の食事について学習する機会の充実に努めます。
- 8 体を使う遊びの習慣を確立するため、乳幼児の運動や外遊びの必要性及び方法についての啓発を行います。
- 9 保育士や幼稚園教諭等に対して、子どものアレルギーや心の健康問題、食生活や生活習慣の確立などについて、研修の充実に努めます。
- 10 子どものう歯保有率や1人当たりう歯数を減少させるため、保護者に対して歯の健康に関する啓発を行うとともに、親子での実践教育を進めます。
- 11 家族の禁煙等について、保護者及び家族等へ啓発します。
- 12 子どもがかかりやすい病気や家庭で起こりやすい事故について広報等で情報提供するとともに、乳幼児健康診査や相談・教育の場、地域に出向くなど、事故やその防止法、応急処置法や心肺蘇生法などの知識の普及に努めます。

## (2) 健康な生活習慣・食育の推進

- 1 児童・生徒の健康の保持・増進を図るため、健康診断を実施するとともに、生涯を長く健康で暮らすための基礎を培う健康教育を進めます。
- 2 小・中学校との連携を強化し、子どもの健康全般に関する情報交換を行い、現状や課題について検討します。
- 3 子どもの生活習慣病を予防し、適切な食事や運動等を推進するため、養護教諭や学校保健担当者、栄養教諭等との連携を強化し、食育や運動の取り組みについて協議します。
- 4 予防接種を行うことにより、感染症の予防や症状軽減を図るとともに、保護者に対する啓発や相談に応じます。
- 5 生命の尊さへの理解を深めるための性教育の取り組みなどについて正しい知識の普及のため、学校と健康福祉課等との連携を図り、思春期保健教育を進めます。
- 6 喫煙や飲酒、薬物乱用等健康を損なう問題に関して、子どもに与える影響について正しく理解できるように、学校をはじめ関係機関と連携しながら啓発・指導を行います。
- 7 青少年の様々な不安や悩みに対応するため、相談の充実に努めます。

## (3) 小児医療の充実

- 1 救急時に適切な治療が受けられるように、南和周辺地区病院群輪番制度による救急体制の拡充と小児救急体制の整備に努めます。

- 2 土・日、祝日の夜間の急病等に対応する県の小児救急医療電話相談について、普及を図ります。
- 3 子どもがかかりやすい病気や家庭で起こりやすい事故について広報等で情報提供するとともに、乳幼児健康診査や相談・教育の場、地域に出向くなど、事故やその防止法、応急処置法や心肺蘇生法などの知識の普及に努めます。  
(再掲)
- 4 全国的にも減少している産婦人科医や小児科医について、少子化対策支援として、確保・充実するように、国や県に要請します。

### 小児救急医療電話相談(奈良県)

専門の看護師（必要に応じて医師）が子どもの急病に対して電話相談に対応する。

- 相談電話番号：#8000（プッシュ回線）  
0742-20-8119（携帯電話・IP回線・ダイヤル回線等）
- 相談日時：午後6時～翌日午前8時（平日）  
午後1時～翌日午前8時（土曜）  
午前8時～翌日午前8時（24時間：日曜・祝日・年末年始）
- 対象者：奈良県内に住む15歳未満の子ども及びその家族

#### (4) 保育・教育環境の充実

- 1 保育所や幼稚園において、子どもが生命の大切さや多様性を認め合えるように、また、一人ひとりの子どもの特性や発達段階での課題に対応し、子どもの人権を尊重する取り組みを進めます。
- 2 保育所や幼稚園において、子どもが豊かな感性や創造力を養えるように、また、社会性や主体性を育めるように、幼児対象の陶芸教室など情操教育や体験活動を進めるとともに、地域の小・中学生や高齢者等との交流を図ります。
- 3 小・中学校において、「心のノート」を活用し道徳教育を進めるとともに、学校教育全般を通じて人権教育や豊かな心の育成に努めます。
- 4 小・中学校において、子どもが学ぶことが楽しく、自らの能力を伸ばしていけるように、基礎学力の向上に向けた取り組みを進めるとともに、地域の人材や物、事などを活用した特色ある学習内容の充実に努めます。
- 5 小・中学校において、情報を活用する能力の向上を図るとともに、情報倫理を守り有害情報を読み解く力の育成に努めます。
- 6 子どもの社会性や職業観の育成を図るため、中学生を対象に、地域の事業所や幼稚園等官公署と連携・協力して職場体験学習を促進します。
- 7 子どもの食生活を豊かにするとともに、正しい食生活の習慣を身につけることができるように、地場産の農作物を使った給食を推進するとともに、畑や

田の仕事を体験する機会づくりを進めます。

- 8 特別支援を要する児童・生徒の保育・教育については、関係機関との連携を強化し、ニーズや障がいの程度、発達段階に応じた適切な保育・療育・教育が受けられるような就学指導をめざすとともに、就学後の相談体制の充実に努めます。
- 9 障がい児や発達に遅れのある児童の発達状況に応じた保育・教育をより一層充実するため、特別支援教育担当教職員等の人材の確保や各種研修会への参加を促進します。
- 10 庁内関係各課、県関係機関等の連携を強化し、障がいのある子どもや保護者に対して、乳幼児から学校卒業まで一貫した相談支援体制の構築に努めます。（再掲）
- 11 小・中学校の施設については耐震化をすでに行っていますが、今後は保育所や幼稚園の施設については耐震化を計画的に進めます。
- 12 保育所や幼稚園、小・中学校等施設の防犯対策等安全性の確保に努めます。
- 13 保育所や幼稚園、小・中学校等施設や設備について、障がいのある子どもなどだれもが利用しやすいように、バリアフリー化に努めるとともに、学習を支援するため、情報機器等設備の整備に努めます。

## （５）地域の子育て力の向上

### ① 子育て支援活動の促進

- 1 子どもが次代を担う自立した大人として成長できるように、地域で子育てを支援することの大切さなどについて、様々な機会を活用して地域住民や団体等に対して啓発を行います。
- 2 職場体験学習や生徒リーダー研修、清掃活動など、子どもが地域における活動機会や地域の方との豊かな交流機会が持てるように、様々な取り組みを実施します。
- 3 小・中学校が家庭や地域と連携し、一体となって子どもの健やかな成長を図り、地域に開かれた学校づくりを進めます。
- 4 教育活動や学校経営の改善をめざすため、教員が自己点検・評価を行います。また、保護者に対してアンケートを実施し、保護者の意見や要望を取り入れていきます。
- 5 学校経営方針や教育活動の説明、また教育活動の成果を報告するとともに、保護者・地域の意向を積極的に学校経営に反映させ、地域とともに歩む学校づくりを推進するため、学校評議員会の設置を行います。
- 6 地域の中で、虐待や犯罪の見守りなどの活動を促進するとともに、高齢者等による子育て家庭に対する家事援助や緊急時の一時預かりなどの支援活動を促進します。

- 7 指導者不在の運動部に対して、地域の外部指導者を派遣し、運動部顧問と協力して指導及び助言を行い、地域スポーツ人材の活用を図るとともに、当該運動部活動の充実と活性化に努めます。

## ② 地域でのふれあい交流の促進

- 1 子育て中の保護者やこれから親になる人、子育てを終えた人などが集まり、子育ての知恵や生活の知恵などを出し合ったりする懇談会の開催を推進します。
- 2 保育所、幼稚園、学校等において老人クラブ等との交流を促進します。
- 3 学校等のクラブ活動や幼稚園等の創造活動等に高齢者の多様な経験や培われた技能の活用を促進します。
- 4 地域の行事で障がいのある子どもや高齢者等の参加を促進します。
- 5 住民によるふれあい交流の企画と実践、子ども自身の企画や運営への参加等を促進します。
- 6 学校に保護者や地域の方を招き、授業公開・運動会・文化発表会等を行います。また、活動を通して、学校の取り組みや教育活動についての理解が得られるように努めるとともに、感想や意見を学校経営に活かしていきます。

## ③ 生活文化の伝承

- 1 核家族化が進む中で、生活の知恵や食文化、子育ての知恵など次世代に引き継ぐべきものを伝えていけるように、知恵や引き継ぐべきものの収集を行うとともに、三世代交流等を推進します。
- 2 子育て中の保護者やこれから親になる人、子育てを終えた人などが集まり、子育ての知恵や生活の知恵などを出し合ったりする懇談会の開催を推進します。

## (6) 児童の健全育成の取り組み

### ① 遊び場や居場所づくりの推進

- 1 乳幼児の親同士、子ども同士が交流できる場として、地域のコミュニティ施設の活用等を促進するとともに、要望が高い身近な公園の整備に努めます。

### ② 地域支援体制の確立

- 1 主任児童委員、民生委員・児童委員、青少年の健全育成指導団体やスポーツ指導者等子育てに関係する地域団体や住民グループ等が、子育てに関する情

報交換を行うとともに、参加団体の交流を深める機会の提供を図ります。

- 2 身近な地域で子育てを見守り、支援する小地域のネットワークの形成に努めます。

### ③ 豊かな体験や交流機会の充実

- 1 子どもたちが町政に関心をもち、参画意識を高め、主体的に取り組むことができるように、子ども議会を開催するとともに、中学生によるまちづくりの提言募集など、町長との対話の機会を作ります。
- 2 吉野町とはどんな町か、将来どんな町になることをめざしているのかなど、副読本や町のホームページ、CVYなどを活用し、子どもの関心を高めるとともに、子どもに関係する施設や事業の整備・検討に際して、子どもの意見を聞いたり、子ども自身が提言をまとめる機会の提供に努めます。
- 3 子どもが地域社会の一員としての自覚や社会性を身につけることができるように、地域の行事や防災訓練等地域活動への参加を促進するとともに、成人式実行委員会、スポーツ少年団やクラブ活動支援への参加を促進します。
- 4 小・中学生や青年の自然体験やボランティア活動を促進するため、情報の収集・発信、相談等の支援を行います。
- 5 恵まれた自然環境の中での団体活動や野外活動を通して、青少年の健全育成と住民生活の向上を図るため、屋外教具の整備充実と指導者の育成を進めます。
- 6 「吉野スポーツクラブ」等、スポーツに親しみながら健康づくりや地域の交流が深められるように、活動を促進するとともに、地域のスポーツ指導者の育成支援に努めます。
- 7 県や関係機関・団体等との連携・協力により、子どもたちの創造性や豊かな感性が育まれるような芸術・文化にふれる機会の提供に努めるとともに、歴史資料館や公民館講座等における体験活動機会の提供を充実します。
- 8 保育所や幼稚園、小・中学校、公民館等において、異年齢交流や世代間交流など、様々な人との交流活動の充実を図ります。

### ④ 非行など問題行動の防止

- 1 青少年にかかわる関係機関、学校、団体、地域住民が青少年健全育成に対して予防的視点を大切にし、共通の理解と認識を深める場とするために、情報交換や研修のための会を開催します。
- 2 子どもや保護者に対して、インターネット等メディア接触に関する注意事項について啓発を進めます。また、インターネット等メディアと子どもをめぐる様々な問題を考えるとともに、メディアを有効に活用できる能力を育成す

るための教育の推進に努めます。

## (7) 人材の育成

### ① 次代の担い手づくり

- 1 小・中高生や若者が乳幼児とふれあうことにより、他者への関心を高めるとともに、いつくしみの心や思いやりの心を培うことができるように、また、将来の親になった時に少しでも安心して子育てができるように、乳幼児とのふれあい交流の機会の更なる充実に努めます。
- 2 中高生や大学生などを対象に、保育所や幼稚園でのボランティア受け入れを検討します。
- 3 子育ての楽しさを募集するとともに、青年層に対して、子育ての楽しさを積極的にPRしていきます。また、男女が共に親になる喜びや子育ての楽しさを体験できるように、未婚の青年と子育て中の若い世代との交流機会を提供するとともに、子育て関連サービスや相談窓口等に関する情報提供を図ります。
- 4 吉野町青少年指導員が次世代の保護者を対象にして「親 Net」を実施し、子育て世代の保護者の問題や課題を話し合い、解決へ向けた研修を行います。

### ② 子育て支援人材の育成

- 1 子どもの健全な育成を図るため、子どものサークルやスポーツ活動を指導・育成するための指導者の育成に努めるとともに、子ども会など地域における子どもたちの自主的な活動を促進するため、青少年リーダーの育成を推進します。
- 2 子育て中の保護者の悩みを聞いたり、子育て支援に関するサービスについての情報などを提供する、子育てサポーターの育成を推進します。
- 3 子どもの育ちや子育てを支援するため、地域住民のもつ様々な知識や経験の活用を促進します。

### ③ 子育て支援研修の充実

- 1 子どもの育ちや親育ち、子育てを支えることの必要性や子どもが次代を担う自立した大人として成長できるように支援することの大切さなどについて、子育て関連団体の研修を進めるとともに、団体でできることの確認と実践を促進します。
- 2 行政職員をはじめ教職員、関係機関等が連携し、子育て関連情報の共有や子どもや子どもを取り巻く環境等についての現状や課題、今後取り組むべきことの検討など、研修の充実に努めます。

### 3. 安心して子育てできる環境の整備

#### 現状と課題

子どもの権利条約は、子どもに関するあらゆる取り組みを行なうときには、子ども自身の意志を尊重し、保護者等が子どもにとって一番いい方法を考えなければならないことをうたっています。一人ひとりの子どもの人権が尊重され、子どもの人権問題が子どもの立場に立った視点から解決されるよう、子どもの権利条約の普及に努め、子どもの意見表明や参加の機会づくり、子どもと大人が良きパートナーとなれる関係づくりを促進する必要があります。

吉野町では子どもの人権尊重の意識づくりを図るため、学校教育や社会教育並びに児童福祉において各種取り組みを行っています。竜門総合会館では「あそぼう会」を実施し、子ども自身が企画・立案し、保護者も協力し各種事業、教室を実施するなかで、子どもの主体性の尊重、子どもの育ちあいの機会の充実と、さらに保護者の交流による育児不安や様々な悩みの解消を図っています。子どもが一町民としてよりよい生活が実現できるよう、子どもの社会参画の視点を重視しています。

一方、近年、全国的に「いじめ」や「児童虐待」などの問題が深刻化しています。児童虐待を予防するための支援については、吉野では児童福祉法の改正に伴い、平成 21 年度に「吉野町要保護児童対策地域協議会」を立ち上げ虐待防止に取り組んでいます。また、生後 4 ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児と保護者の心身の様子や養育環境の把握に努め、児童虐待の予防に努めています。今後も、子どもの虐待の予防から早期発見、早期対応、地域でのケアが適切に行えるように図る必要があります。

また、いじめ、不登校・引きこもり、非行、高校中退などで悩みや問題を抱えている子どもへの対応などについても、社会状況の急激な変化に対応した支援や、それぞれの立場に立ったきめ細かな支援が求められるようになってきています。吉野町ではスクールカウンセラーを配置し、子どもの精神面のケアや保護者等からの相談に応じています。

今後も、子どもの権利条約の趣旨を尊重し、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大に尊重されるよう配慮し、関係機関との連携を強化し、きめ細かな支援に努めていきます。

吉野町では良好な居住環境の整備に向けた町道の整備や優良な宅地開発を促進するとともに、公共施設等のバリアフリー化を推進しています。

子どもが健やかに生まれ育つ基本となる居住空間はとても重要なものであり、それぞれの家庭がそれぞれのライフスタイルに合わせて子育て生活を営んでいくため、優良な賃貸住宅や安心できる住宅情報を提供することが求められています。また、子どもを連れての外出は大変な労働ですが、施設面での支援や周囲の人々が協力することで、子どもや子育て家庭が外出しやすいまちをつくっていくことが重要であり、子育て家庭が外出を控えてしまうようなことがないよう、民間の施設なども含めた、まちぐるみでの子育てバリアフリーの意識啓発を図る必要があります。

今後は、第4次吉野町総合計画に合致した道路計画と住環境計画を作成し、子育て世帯の居住の安全の確保など、少子化対策や子ども対策に資する施策を推進していきます。

子どもが心身とも健やかに成長していくためには、安全・安心な環境を確保することが基本となります。

乳幼児の死亡原因の上位を占める誤飲、溺水、転落、やけどといった「不慮の事故」を未然に防ぐには、子どもの発達段階に応じた事故防止のための知識の普及が重要となっています。吉野町では乳幼児健康診査時等においてパンフレットを配布し事故防止について周知し、電話相談も行っています。

一方、都市化により道路が整備され、住宅地などが整備されていくなかで、交通量が増え、地域外の人との交流も盛んになり、交通事故等も増加してきていますが、特に交通弱者である子どもに対しての対策が必要です。吉野町では子どもの交通安全対策として、「交通安全母の会」による活動が実施されています。毎月1日、15日及び交通安全期間中の立哨活動や、通学路における危険箇所の点検などを通して、交通安全に対する意識啓発を行っています。また、毎年、交通安全啓発事業を実施し、内容の見直しを行う中で事業の充実を図り、交通安全指導の充実に努めています。さらに、事故防止対策事業としては、カーブミラー、ガードレール、防犯燈等の新設・更新を順次実施しています。

また、近年、少年による重大な事件が発生する一方で、子どもが事故や犯罪に巻き込まれる悲惨な事件も後を絶ちません。吉野町の犯罪対策としては、主要道路、公共施設周辺、新たに開発された地域、そのほか見通しの悪いところに道路照明の設置を進め、防犯面での整備に取り組んでいます。また、通学路等における犯罪から子どもたちを守る取り組みとして、毎年、新入生（小学生・中学生）に防犯ブザーを配布しています。さらに、犯罪を抑止するため、幼稚園、小・中学校PTA、地域団体、民生委員・児童委員等の協力により、地域防犯パトロールを実施するとともに、町職員による青色防犯パトロールを小学校下校の時刻に実施し、子どもたちの安全確保に努めています。

これらの「不慮の事故」による事故対策や交通安全対策、防犯対策に加え、吉野町では降雨による水害や土砂災害の発生、冬季の雪害、地震等が懸念されていることから、防災上の問題に対する対策も求められています。家庭における防災意識の向上を図られるように、「洪水・土砂災害ハザードマップ」と地震被害想定調査に基づく「地震防災マップ」を作成し、各家庭に配布しています。

今後も、生活安全・交通安全・災害安全や防犯に関する知識・技能の習得を図るとともに、自ら身を守ることができるような総合的な安全対策を推進します。



## 今後の取り組み

### (1) 子どもの人権尊重の意識づくり

- 1 「子どもの権利条約」(わが国では「児童の権利に関する条約」)や子どもの人権問題に関して住民の理解を深めるため、児童福祉週間などの様々な機会を通じて、啓発を進めます。
- 2 子どもたちが「子どもの権利条約」の趣旨を理解できるように、また、お互いの人権を尊重し合えるように、子どもたちに対する教育・啓発を進めます。
- 3 竜門総合会館で開催される「あそぼう会」では、子どもが企画・立案し、保護者も協力し各種事業、教室を実施するなど、子どもの主体性の尊重、子どもの育ちあいの機会提供、保護者の交流による育児不安や諸々の悩みの解消を図り、事業内容の充実に努めます。
- 4 「差別をなくす強調月間」や「人権週間」、「児童福祉週間」等の機会を活用し、パネル展示や啓発活動を実施し、住民への意識啓発に努めます。
- 5 教職員や行政職員に対して、児童虐待、いじめ、不登校、セクシュアル・ハラスメント等子どもの人権問題に関する啓発のための研修を行うとともに、子どもの主体性の尊重等子どもの権利の視点に立った施策・事業の取り組みの推進に努めます。
- 6 子育て関連の地域団体等に対して、児童虐待、いじめ、不登校、セクシュアル・ハラスメント等子どもの人権問題に関する啓発のための研修を行うとともに、子どもの主体性の尊重等子どもの権利の視点に立った取り組みの促進に努めます。

### (2) 良好な住環境の整備

#### ① 快適な居住環境の整備 (健康福祉課、農林建設課)

- 1 公営住宅の建替えにあたっては、だれもが利用しやすい快適な仕様の導入を進めるとともに、計画的な改善を進めます。また、若者向けの定住促進のための公営住宅の併設について検討します。
- 2 豊かな自然を次世代に引き継ぐため、ごみの不法投棄防止を進めるとともに、総合的な環境保全対策を進めます。
- 3 豊かな自然環境や歴史等について、子どもたちがその大切さ、重要性を理解し、引き継いでいけるように、ふるさと学習を進めるとともに、子どもも共に美化活動等の取り組みを促進します。

#### ② 安心して外出できる環境の整備

- 1 町道の新設・改良を計画的に進めます。

- 2 「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」に基づき、だれもが利用しやすい公共施設の整備・改善を進めるとともに、民間・公益施設について改善を進めるため、「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」について啓発を進めます。
- 3 子育て家庭や子どもが安心して外出できるように、公共施設等についてベビーベッドや乳幼児用のトイレなどの設置を促進します。

### (3) 安全対策の充実

#### ① 乳幼児の不慮の事故の防止

- 1 転倒や薬物、たばこなどの誤飲、浴槽での溺死など不慮の事故などを防止するため、保健指導や広報等による啓発活動を進めます。
- 2 主任児童委員、民生委員・児童委員など地域の団体や子育て関連の団体・グループ等により、地域の遊び場や遊具の安全点検を行うなど、事故防止活動を促進します。
- 3 子どもがかかりやすい病気や家庭で起こりやすい事故について広報等で情報提供するとともに、乳幼児健康診査や相談・教育の場、地域に出向くなど、事故やその防止法、応急処置法や心肺蘇生法などの知識の普及に努めます。  
(再掲)

#### ② 交通安全対策の推進

- 1 地域ぐるみで交通安全運動を推進し、交通安全意識の啓発を図るとともに、保育所や幼稚園、学校、集会所等で交通安全教室や自転車教室等の開催を推進します。
- 2 子どもを車に乗せる時には、チャイルドシートを利用するように啓発を行います。
- 3 子どもに配慮した運転や自転車の走行マナー、不法駐車、商品の歩道へのはみ出しなどに関する啓発を行います。
- 4 歩道や信号機、横断歩道などの交通安全施設について、関係機関との連携により計画的な整備を進めます。
- 5 各団体との協力により交通安全啓発事業を開催し、交通安全に対する意識の普及啓発を図ります。

#### (4) 防犯・防災対策の充実

##### ① 防犯対策の推進

- 1 保育所や幼稚園、学校、集会所等において、子どもを対象にした防犯指導など、犯罪に対する子どもの防衛能力の育成を図ります。
- 2 保護者や子育て関係団体等に対して、子どもを巻き込む事件等の背景や事件を防ぐための注意点などについての啓発を進めます。
- 3 地域の子どもたちの安全確保のために、地域住民の協力を得て「子ども 110 番の家」運動について取り組みを促進します。
- 4 犯罪を抑止するため、幼稚園、小・中学校 P T A や地域安全推進委員等の協力により、青色防犯パトロールを実施するとともに、公用車や商業車に「パトロール」のステッカーを貼るなどの取り組みを進めます。
- 5 夜間における犯罪の未然防止と通行の安全確保を図るため、必要なか所に防犯灯などの整備を進めます。

##### ② 防災対策の推進

- 1 保育所や幼稚園、学校において、子どもを対象にした避難訓練や防災教育を進めます。
- 2 地域ごとの自主防災組織づくりを促進し、地域での防災訓練等自主的な防災活動の取り組みを促進します。また、障がい児のいる家庭や障がいのある保護者の家庭など、支援を必要とする人の情報の把握・整備を進めるとともに、緊急時に対応できる救助・避難誘導體制の確立をめざします。
- 3 災害時にだれでも容易に避難できるように、わかりやすい避難所標識の設置に努めるとともに、避難所の出入り口の段差解消や利用しやすいトイレの整備などに努めます。
- 4 災害時に障がいのある保護者の家庭への確かな災害情報が提供できるように、防災無線の充実、F A X や音声告知放送の活用等、情報機器や地域情報体制の強化に努めます。
- 5 洪水・土砂災害上の危険箇所等を周知することにより、円滑かつ迅速な避難確保を図り、住民の防災力の向上をめざすため、洪水・土砂災害ハザードマップとして、町内における浸水想定区域と土砂災害危険箇所をマップ上に表示し、危険箇所等を住民に公表します（全戸配布済み）。
- 6 住宅等の耐震化を促進するとともに円滑かつ迅速な避難確保を図り、住民の防災力の向上をめざすため、地震防災マップとして、地震被害想定調査に基づくデータをマップ上に表示し、危険箇所等を住民に公表します（全戸配布予定）。

## 第5章 計画の目標値等

(未定)

### 1. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期（必須記載事項）

- ・子ども・子育て支援給付  
認定こども園、保育園、幼稚園
- ・地域型保育給付  
小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

#### 教育・保育の量の見込みと内容・実施時期

- ・各年度における教育・保育の量の見込み  
各年度における各教育・保育提供区域について、認定区分ごとの教育・保育の量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。
- ・実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期  
認定区分ごと及び特定教育・保育施設または特定地域型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。

(単位：人)	平成 25 年度（実績）			平成 27 年度			平成 28 年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
	3～5歳 教育のみ	3～5歳 保育の必 要性あり	0～2歳 保育の必 要性あり	3～5歳 教育のみ	3～5歳 保育の必 要性あり	0～2歳 保育の必 要性あり	3～5歳 教育のみ	3～5歳 保育の必 要性あり	0～2歳 保育の必 要性あり
①量の見込み (必要利用定員総数)									
②確保の内 容	認定こども園、 幼稚園、保育所 (教育・保育施設)								
	地域型保育事業								
差(②-①)									

(単位：人)	平成 29 年度			平成 30 年度			平成 31 年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
	3～5歳 教育のみ	3～5歳 保育の必 要性あり	0～2歳 保育の必 要性あり	3～5歳 教育のみ	3～5歳 保育の必 要性あり	0～2歳 保育の必 要性なし	3～5歳 教育のみ	3～5歳 保育の必 要性あり	0～2歳 保育の必 要性なし
①量の見込み (必要利用定員総数)									
②確保の内 容	認定こども園、 幼稚園、保育所 (教育・保育施設)								
	地域型保育事業								
差(②-①)									

## 2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容その実施時期（必須記載事項）

・利用者支援事業	・時間外保育事業
・放課後児童健全育成事業	・子育て短期支援事業
・乳児家庭全戸訪問事業	・養育支援訪問事業
・地域子育て支援拠点事業	・一時預かり事業
・病児保育事業	・子育て援助活動支援事業
・妊婦健診	・実費徴収にかかる補足給付を行う事業
・多様な主体の参入促進事業	

### 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと内容・実施時期

<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。</li> <li>・実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期</li> </ul>
--

#### (ア) 時間外保育事業

(単位：人)	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み						
②確保の内容	—					
差 (②－①)	—					

#### (イ) 放課後児童健全育成事業

(単位：人)	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		今後検討				
②確保の内容	—					
差 (②－①)	—					

#### (ウ) 子育て短期支援事業

(単位：人泊)	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		今後検討				
②確保の内容	—					
差 (②－①)	—					

(工) 地域子育て支援拠点事業

(単位：人回)	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		今後検討				
②確保の内容	—					
差 (②-①)	—					

(才) 一時預かり事業

■ 幼稚園の預かり保育

(単位：人日)	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		今後検討				
②確保の内容	—					
差 (②-①)	—					

■ 2号認定による定期的利用

(単位：人日)	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		今後検討				
②確保の内容	—					
差 (②-①)	—					

■ その他

(単位：人日)	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		今後検討				
②確保の内容	—					
差 (②-①)	—					

(力) 病児・病後児保育事業

(単位：人日)	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		今後検討				
②確保の内容	—					
差 (②-①)	—					

(キ) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）

（単位：人日）	平成 25 年度 （実績）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		今後検討				
②確保の内容	—					
差（②－①）	—					

(ク) 利用者支援事業

（単位：人日）	平成 25 年度 （実績）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		今後検討				
②確保の内容	—					
差（②－①）	—					

(ケ) 妊婦健診

（単位：人日）	平成 25 年度 （実績）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		今後検討				
②確保の内容	—					
差（②－①）	—					

(コ) 乳児全戸訪問事業

（単位：人日）	平成 25 年度 （実績）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		今後検討				
②確保の内容	—					
差（②－①）	—					

(サ) 養育支援事業

（単位：人日）	平成 25 年度 （実績）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		今後検討				
②確保の内容	—					
差（②－①）	—					

4. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容（必須記載事項）

認定こども園の普及に係る基本的考え方等を定めるほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方



## 第6章 計画の推進

### (未定)

#### 1. 推進体制の充実

##### (1) 庁内における各部署の連携強化

本計画に携わる部署は、町役場関係の組織で見ると児童福祉の担当課だけでなく、保育の担当課、健康増進の担当課、都市計画や道路整備の担当課、教育委員会など広範囲にわたっています。

そのため、各部署間の綿密な情報交換と連携した行動によって、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

##### (2) 関係機関や町民との協力

本計画の推進のためには、町役場だけでなく、児童相談所などの行政組織や、子育てに関係する民間団体・町民ネットワーク、及び各地域の住民の協力が不可欠です。そのため、町民に対して積極的に情報を提供していくとともに、町行政と各種団体、地域住民との協力の強化を推進します。

##### (3) 国・県との連携

地方公共団体の責務として、町民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い子育て支援となるよう、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

## 2. 計画の点検・評価に向けて

本計画を町民とともに推進していく体制を確保するため、町民参画により構成される「吉野町子ども・子育て会議」を中心に、計画の推進と進行管理を行います。

庁内においては、各施策・事業の進捗状況を把握し、定期的にサービス推進検討会に報告します。

